

平成10年度新得町各会計歳入歳出  
平成10年度新得町水道事業会計  
決算特別委員会会議録

開 会 平成11年9月16日

閉 会 平成11年9月21日

新 得 町 議 会

第 1 日

決 算 特 別 委 員 会  
平成11年9月16日(木) 第1号

○付託議件名

認定第1号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(15人)

委員長	菊地康雄君	副委員長	古川盛君
委員	藤井友幸君	委員	千葉正博君
委員	宗像一君	委員	松本諫男子君
委員	斎藤芳幸君	委員	廣山麗子君
委員	金澤学君	委員	石本洋君
委員	松尾為男君	委員	渡邊雅文君
委員	黒澤誠君	委員	高橋欽造君
委員	武田武孝君		

○欠席委員(1人)

吉川幸一君

○委員外(2人)

川見久雄君 湯浅亮君

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐々木裕二君

議会事務局長（佐々木裕二君） 初の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会であり  
ますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長で  
あります、石本 洋委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（石本 洋君） 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行いま  
す。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### 開 会 及 び 開 議 の 宣 告

臨時委員長（石本 洋君） ただいまから、各会計並びに水道事業会計決算特別委員  
会を開催いたします。

（宣告 11時32分）

---

#### 委 員 長 の 互 選

臨時委員長（石本 洋君） これより、委員長の互選を行います。  
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、指名推薦の方法によることに決しました。

---

臨時委員長（石本 洋君） 暫時休憩いたします。

（宣告 11時33分）

臨時委員長（石本 洋君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時34分）

---

臨時委員長（石本 洋君） それでは、指名推薦については、私から指名いたしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。  
それでは、委員長に菊地康雄君を指名いたします。  
ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、菊地康雄君が委員長に選ばれました。  
それでは、ただいま、選ばれました委員長と本席を交代いたします。

（就任あいさつ省略）

---

### 副 委 員 長 の 互 選

委員長（菊地康雄君） 副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） 異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法によることに決しました。

---

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣告 11時35分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時36分）

---

委員長（菊地康雄君） それでは、副委員長に古川 盛君を指名いたします。  
ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） 異議なしと認めます。

よって、古川 盛君が副委員長に選ばれました。

---

### 散 会 の 宣 告

委員長（菊地康雄君） これをもって、本日の決算特別委員会は散会いたします。

（宣告 11時37分）

委員長（菊地康雄君） 21日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております各会計並びに水道事業会計決算の審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

---

第 2 日

決 算 特 別 委 員 会  
平成11年9月21日(火) 第2号

○付託議件名

認定第1号 平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成10年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(16人)

委員長	菊地康雄君	副委員長	古川盛君
委員	藤井友幸君	委員	古川幸一君
委員	千葉正博君	委員	古川像一君
委員	松本諫男子君	委員	斎藤芳幸君
委員	廣山麗子君	委員	斎金澤幸学君
委員	石本洋君	委員	松尾為男君
委員	渡邊雅文君	委員	黒尾澤誠君
委員	高橋欽造君	委員	武田武孝君

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

湯浅亮君

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員	長	高久教雄君
監査委員	員	吉岡正君
監査委員	員	川見久雄君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝君
収入	役	清水輝男君
総務課	長	畑中栄和君
企画調整課	長	長尾正君
税務課	長	秋山秀敏君
住民生活課	長	西浦茂君

保 健 福 祉 課 長	濱 田 正 利 君
建 設 課 長	村 中 隆 雄 君
農 林 課 長	齊 藤 正 明 君
水 道 課 長	常 松 敏 昭 君
商 工 觀 光 課 長	貴 戸 延 之 君
児 童 保 育 課 長	富 田 秋 彦 君
老 人 ホ ー ム 所 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	高 橋 昭 吾 君
西十勝消防組合新得消防署長	加 藤 周 三 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	佐 藤 博 行 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長	加 藤 健 治 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 俊 雄 君
---------	-----------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二 君
書 記	桑 野 恒 雄 君



## 開 議 の 宣 告

委員長（菊地康雄君） 本日の欠席届出委員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから各会計決算特別委員会の会議を開きます。

（宣告 10時01分）

## 新得町各会計歳入歳出 総括質疑

委員長（菊地康雄君） 本委員会に付託されました認定第1号、平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいまから決算審査に入ります。

最初に付属資料、監査意見書等も提出されておりますので、一般的、総括的質疑をお受けし、それから歳入歳出決算書の審査に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） 議事に入る前に、委員長からお願いがあります。

質疑、応答は、簡明簡潔に行うように、また質問は1項目につき3回までとして進めたいと思いますので、皆様がたのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、総括事項についての質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） それでは次に進みます。

---

## 一般会計 歳出 第1款 議会費・第2款 総務費

委員長（菊地康雄君） 歳入歳出決算事項別明細書に入ります。最初に一般会計歳出から入りますが、事項別明細書のページ数を申し上げますのでそれによってご発言を願います。なお発言される際は、何ページの何々ということに合わせて申し出てください。

それでは62ページから95ページ中段までの第1款、議会費及び第2款、総務費全般についてご発言ください。委員、藤井友幸君。

委員（藤井友幸君） 不勉強なんだもんでの質問でございますけれども、67ページの報償費がございますけれども、退職金13万5千円出ているわけですが、この内容でございますけれども、退職報償金ですね基準だとか取扱い要綱というのはあると思うんですけれども、これは、去年も40何万ぐらい出ているんですが、今年は13万5千円と非常に少額なんですけれども、これはどういうかたちのもので出ているかお伺いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

退職報償金13万5千円でございますが、昭和60年以前までに採用されていた臨時職員のかたですね、その当時退職金という制度がございまして、それを昭和60年前後に廃止をいたしております。

それ以前にいた職員につきましては、その当時の金額で凍結をいたしまして退職報償

金ということで支出をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、藤井友幸君。

委員（藤井友幸君） それですね、60年以降のですね採用された準職員ですか、今言われたね、そのかたの退職金というのは今後払うかたちになっていくわけですか。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） 準職員でなく臨時職員であります。60年以降の採用のものにつきましては、退職金制度は廃止いたしております。

委員長（菊地康雄君） 委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 職員手当の中の不用額のかなり500万円から出ているわけですが、主な要因はどういうところでしょう。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） 一般管理費の職員手当で不用額で530万円あるということですが、内訳は時間外勤務手当がそのほぼ全額を占めているかなというふうに思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） ちょっとお願いごとなんですが、これは決算となって本当に申し訳ないかなと思ったりしたんですが、実は70ページに文書広報費のところちょっとあれしていただきたいんですが、町政のカレンダーを毎年出しておられるわけなんですが、2,3年前から私もほかの人に申出をしていたわけなんですけれども、カレンダーの止める場所は1か所なんですよね、あれがだんだん月数になって上になってくると丸まっちゃうんですよ、それをなんかこう押さえるものをなにか考えてほしいと言ったんですが、ひとつ今度作るときにひとつそういったことを検討していただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

来年作るときはその辺を考慮して作成したいというふうに考えております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） 79ページの1節の生活安全推進協議会委員とあるんですけれども、このどのような運動の推進がなされてきたのかお伺いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 生活安全推進協議会の関係でございますけれども、年2回ほど会合を開きまして春先開催しますものにつきましては、会議と併せまして危険箇所だとか住民からこういう不審者がうろろるとか、家にいたずらをするとかそういうところだとか、それから交差点の危険箇所だとか、そういう皆さんから出てきました危険箇所について調査いたしまして、関係機関に要望したりいたしております。

そして交通安全関係については即日一時停止の標識だとかそういうものは整備していただいております。後は、啓発やなんかにつきましては各防犯協会なんかにも依頼しております。

それから、2回目の会合は3月ころに次年度の予算というんですか、活動方針について検討いたしております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） 日常生活においてですね、精神的な不安解消だとか、そういっ

たかたちの中で住民がそういった場合にはほんとうにとことん我慢して、そして警察やなんかに例えば訴えたにしても、事件事故が起きなければ警察は発動しないわけです。

そういった中で、高齢者対策の一つにもなるのですけれども、精神的な不安の解消が事前にいろいろなところと連携を取りながらやることによってね、ほんとうに要望というかもっと早い時期にそういったことをみんな地域の中で、受けて立てるといふか見守りをしていけるような状況が今あちこちにあるんですね、そういった問題が、それで例えば隣に入られたかたが役場保健福祉課、保健婦さんの担当者との連携の中でやっている部分で、隣のかたが例えば分かったにしても、その地域にいる町内会長さん福祉委員、そして地域を見守る民生委員さんに何も連携ない中で、全然分からないでっていうことがけっこうあるんです。

ですから、これから高齢者対策の中で、例えばそういうかたたちが今八十いくつになっても非常に元気で生活をしていらっしゃる。でも、ある日突然にそういうかたちの中でね、隣にそういうかたが来られて、精神的な夜、夜中も寝れない状態の中で精神的にめいってらっしゃる。

そのことをいろいろなかたちのうえで、例えば訴えたにしても警察がいろいろなかたち事件事故ではないですから、つながらないですから取り合わないわけですよ。そういった中で、もう少しその関係あるところと連携を取りながら、地域の町内会長さん民生委員さん福祉委員さん、そういったかたたちの連携があればもっとね、ほんとうに困った状態で声を上げるんでなくて、その前の段階でみんなに見守っていけるかなと、声かけができるかなという部分ではこれからの4月、来年4月介護保険が導入されますけれども、そういうかたについては自立ということで、認定されないわけですからね、地域の中でもっとそういうことがね感じ取っていかなければ、どんどんどんどん体も頭も高齢と共にある程度障害を持ったときには、心までほんとうにめいってしまうことがね、今地域の中でどんどん出てきています。

ですから、そういったことがこの生活安全推進協議会の中で、動いていただけるのかしら。どうかもお聞きしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 今のことについてなんですけれども、どちらかという生活安全推進委員会というのは、防犯関係とか生活災害とか、そういう危険箇所のどうのこうのということが主なことにはなるわけなんですけれども、今お聞きしますとそういう関係も含まれるようにお聞きしますので、そういう民生委員さんのほうなんかとも意見交換をできる場を作ってですね、意見交換を行っていい方向をちょっと検討してみたいというふうに思うんです。

委員長（菊地康雄君） 委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） 今後に向けてね、今答弁ありましたように精神的な不安だとか、生活安全上の確保ができるようにやはり、行政の例えば担当の保健婦さんだけではなくて、やっぱり地域全体としてね関係する人との連携を取りながらその一人ひとりを見守っていかなければ、なかなか難しいと思いますので、ぜひそういったほうも含めて運動の推進もしていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 2点お尋ねします。

77ページの、田舎町肌で感じよう交流事業と、79ページの夢基金事業の補助金の

ことでお伺いします。

田舎町肌で感じよう交流事業、どのようにこの参加した人が肌で感じたか、その成果をひとつ述べていただきたいなと思ってございます。

それと79ページの夢基金事業でございますけれども、今回は500万円の予算で、335万円と終わってございます。この夢基金事業は今回は何件申込みがあって、何件にその夢基金事業を出されたか、この内訳等もご説明していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

田舎町肌で感じよう交流事業の関連でございますが、3年間市町村振興協会の補助をもらいまして実施してきたところでございますが、参加者が少ない状態でございますので、10年度をもちまして事業を終了させたいというふうに考えております。

事業の中身といたしましては、新得へ来ていただきましてスキーや搾乳、ワカサギ釣り、スノーモービル、アニマルトレッキング等を実施しております。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 夢基金の関係でございますけれども、5件申請がありましてそのうち3件を採択をして、この335万円の支出をいたしております。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） これは、77ページの肌で感じよう交流事業はけっきょくいろいろなことをやったけれども、肌で感じれる努力が足らなかったのか、また感じようとする人がいなかったのか。

せっかく120万円の予算をもって新得町のことでやったんですけれども、打切りって言うのはちょっと寂しいかな。そこら辺もう1回ご答弁を願いたいなと思ってます。

これは夢基金事業にかえりますけれども、どのようなことで使われたのかを教えてくださいたいのと、これ1件100万円が限度額でなかったかなと思っております。

100万円の限度額だったら3件だったら、これはどれかが限度額を超えて夢基金を出したのではないかなと。私の考え方が間違っていたら謝りますけれども、1件100万円でなかったのかなと思いますけれども。ご答弁お願いしたい。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

田舎町の関係でございますが、現在の経済の景気の状態から言いますとなかなか参加者を集めるのに苦労したところでございます。

来られるかたのそれなりの自己負担もございまして、今回は参加者が少なかったのかなと思っております。現在パック旅行やなんかでもですね、これより安い経費でこれのようなツアーもございましてそちらのほうに流れたのかなと感じております。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

最高限度額は100万円でございますが、今回認定して出てますのは、限度額3件、300万円と、それと9年から10年にかけての継続事業でありました分を35万円支払いを行っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） これは、夢基金事業はですね私は基本的には単年度だと思って

認識しているところなんですよ。ですからこの10年度の決算に9年度のもので3件ならいいんですけども、8年度から繰り越して10年度のにあがるっていうのは、どうい、500万が足らなくなったらこの事業は次の年に繰り越しますっていうのは果たして解釈としていいのかどうかって思っているんですけども。

それから今回の3件は100万円100万円100万円ということみたいですけれども、なんでどんな事業に100万円ずつ出したのか資料、ご説明を願いたいと思いますけれどもいかがですか。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 事業の継続についてでございますけれども、事業によっては申請されるかたは年度末っていうんですか、その近くになってから出されるかたもおりますので、その場合は概算払を前年度のように行いまして、次年度に完成払いの分として行っております。

それから昨年度の認定事業でございますけれども、木工家具のクラフト加工製作に、申請事業費は215万円で行いまして、これに100万円認定しております。

それから新得ドキュメント映画の会、これは日本語版の森と水の夢大雪トムラウシという、映画の英語版の制作です。これは申請額が220万円ありまして100万円。

それからサホロECCという団体から、十勝川のカヌーレースにこれカヌーレースの救急用具でございますけれども、これが172万円の申請がありまして100万円の認定を行っております。

（「関連でいいですか」の声あり）

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 関連でございます。

夢基金事業というのは斉藤町長の政策の大きな柱になっているのかなと、そしてまた多くの町民がですね夢を実現してくれと、どんな小さなことでもいいよと、そのことによって町づくりの根幹をなすんだよという一つの町長のですね新しい発想のもとで、これは創設されたものだというように私は解釈しているわけでありませう。

そこで、私お尋ねしたいことはですね、この夢基金委員という制度がございまして、10名のかたが、任命されているわけでございます。その中には町から推薦されたかた、それから私の記憶なんですけど自らそれに参加したいという公募ですか、そういう中でされたかたというように理解をしているところでございます。

それで今もいろいろとお話しを聞いていたわけでございますけれども、けっこうやはりこの夢基金にはですね期待がかかっているんだと、たいへん多くの団体がこれに応募をされているように聞いております。

委員会の回数ですね、どのぐらい委員会をされて決定されているのか。それと私の記憶では一度その団体に基金を助成した場合は、どんな新しい事業が出てきてもそれにはこたえることができないんだよと、いうように聞いてるわけなんですけど、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

私は最終的にですね、町長がほんとうにこの夢基金というものを考えられたその趣旨がですね、じゅうぶんに生かされているかどうかということがですね、ちょっと不安に思ったことがあるんです。ですからそういう点もですね、事業委員会、この基金の委員会です、ですねどのような形態でもってこの委員会が招集され審議されているのかをですね、お尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 委員会の開催回数でございますけれども、1案件につきまして1回ということで、だいたい時間は7時ころからかかりまして10時ころまで約3時間ぐらい、申請者からも事業の説明などを受けて、その後説明者に席を外していただいて認定作業を行うんですけれども、それらを合わせて1事業にだいたい3時間、2事業のときもでございますけれども、場合によっては2回というときもございます。

夢基金の規則では1団体っていうんですか、一個人っていうんですか、回数については特に制限はございませんけれども、なんていうんですか同じ人に何回もという声も出てこないとも限りませんので、その辺は委員会の中でも2回から3回ぐらいまでの申請はあがっていることで、回数の制限は特にございません。

今までの中で、団体は違いますけれども、代表者が同じっていうのは2件ございました。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 関連でございます。

私はこの制度は決して否定するものではないんです。

ただ、今1回ないし2回という委員会を開いて決定されるというように、今ご答弁をいただいたわけでございますけれども、確かこの事業概要を見ますというと寄附金は34件、3千万円からの寄附をいただいているんですね。たいへんこれもですね、やはり斉藤町長のお人柄と、斉藤町長の夢を実現するためのですね、町民の又は他町村に住んでいるかたもおられたんでしょうけれども、そういう期待を込めたですねものを実現しようというかたちの中での、私は好意でないかなと思っているんです。

私、心配していることが一つあるんです。100万円の金を仮にですよ、100万円という多額の金を申請者に出す場合に、2時間や3時間でですね決定できるのかなと。ということは、前にその委員会に諮る前にですね、やはりどこかがきちっとチェックするんでないかなと思うんですね。

ちょっとかけ離れたこと言うかもしれませんけれども、まちづくり大会でよく私は聞いたんですけれども、理事者まあ理事者ではなくても行政のほうでですね、案を作ってきてそして委員会に諮って、「はい」これでよろしいですかという、「はいはい」議会といいましょうか、了解をいただいたという実際はもう役所の人全部作って、それを了解していただくというようなかたちだったと。それではほんとうの町民のまちづくりに対する熱意が伝わるだろうかという心配をしていたところなんですけれども、たまたまそういう話も聞いているんです。

ですからこの夢基金もですね、今いろいろお話しを聞いているというとなにか簡単にすすっと決まったのかなということが、なんとなく感じられるんですけれども、これは感じれるという無責任な言い方はよくないかもしれないですけれども、そういうことではまずいんでないのかなと。

私の申し上げたいことは、せっかくこれだけのお金を出してあげるということであれば、その事業が必ずしも成功するとは限らないけれども、少なくとも成功に近い結果が出るようにですね、支援するっていうのがこの斉藤町長のお気持ちでなかったのかなというように思っているんです。

私は町長にお伺いしたいんですけれども、ずっと昨年のこれを見ますっていうと、4件ほどに助成をしているわけなんですけど、そういう中でですね、ほんとうに斉藤町長の

お考えになっているように、この夢基金が有効利用されているかどうか、今町長のお考えをですね、併せてお尋ねをしたいと思っています。

委員長（菊地康雄君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） この夢基金制度につきましては、お話しありましたように町民のかたがたのいろいろな面のやる気の発揚と、いろいろなことを考えてですね、事業なりあるいはいろいろな仕掛けをする場合になかなか経済的な問題がネックになって、それを実現することができないというふうなものをそうした多様な発想の中から、一歩でも前進するそのことが、まちおこしなりに起爆剤になればと、そういう趣旨でこの制度を発足させていただいたしだいでありませう。

この制度はご承知のように条例によって一つのルールを定めて、今日まで運用をしているわけでありませうが、私は今までのこの事業の実施の結果がですね、いろいろな面で個人なり団体のやる気の発揚に大きくつながっていったのではないかと、このように考えております。

私の記憶の中では、例えば商工青年部のかたがたがニューイヤー花火大会の初回目の動機付けになって、それが引き続いて今日に至っていると、あるいはよさこいを立ち上げるときにこれもこの事業を確か適用したと記憶しておりますし、あるいはまた新規参入されたかたが木工クラフトで新しい事業を展開していくとか、あるいはまたアウトドアスポーツ時代にあって、そうしたカヌーをベースにした活動を町内的に内発的な事業に結びついてきたと、そのいずれもが夢基金事業がその動機付けをしたと考えております。

その他もろもろそれに類する事業の展開がなされておまして、そうしたものが町のいろいろなこのイベントなりですね、そういうふうなものに結びついているということは、私はねらった趣旨は見事に着実に実現しつつあるとこのように考えております。

今後ともそうした町民のかたがたの、いろいろな地域おこしなり強いては自分おこしも含めて、そういうふうなものにぜひとも活用していただきたい。そういうふうにご考えております。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 町長が今ご答弁の中で、よさこいの話が出たわけですね。今月の26日に12チームほどが来て約1千名のかたが新得町でこのよさこいをされるんだそうでございます。

町の援助もですね、助成もここで230万円ほど出たと聞いております。前はなんか200万円しか出てなかったんだけど、いろいろとお願いして30万円プラスしてもらったというふうに聞いてはいるんですが、たまたま私は足寄のですね、よさこいが10チーム行ったんだそうですね、ここで足寄の予算は550万円だったそうですね、たまたま新得チームがですね優勝いたしましてね、40万円ほどもらってきたという話を聞いておりました。

私お金をやればいってものではありませんけれども、少なくともですね、1千名から他町村から呼びつけるってこの大事業と言いましょかイベントって言いますのはね、これはたいへんなものでないのかなと思うんです。

これもやはり、新得町の開基100年に向かってのですね、1つの大イベントというようなかたちの中で計画されているものから、町も今言った230万円ほどの助成をされたんだというふうに解釈はしているんですけれども、足寄の例を申し上げたよう

にですね少し足りないんでないかと。

今よさこいの役職のかたがですね、あちこちの事業所を回ってここに努力をして、ご理解をいただいて寄附集めしていると聞いているんですけども、それでお金が集まったにしてもですね、今度手不足なんだそうですね、いろいろなですねやはりそういう大きなイベントをやるときにもう少し町もですね、理解を示さなければというように思うんです。

そのときにこういう夢基金というものが利用できないのかなと、さきほどお話しありましたようによさこいのできたときに町では助成しましたよと、そのおかげでこれだけ伸びてきたよという、これはもう私も理解しているんですけども、こういう大きなイベントのときに改めてですね、さきほどおっしゃたように2回はできないんだよということではなくですね、もうちょっと柔軟性を持ってですねこの夢基金の利用活用をされたいいのではないかなと、そう思うんですがいかがでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） さきほど申しあげました回数なんです、特に回数の制限はございませんけれども、事業の大きく拡大するだとか、今やっているのを大きく拡大して事業をやる、そういうものも対象になるわけですけども今回につきましては申請がございませんでした。

---

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣告 10時36

分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 10時44

分）

---

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 77ページ19節の、道横断自動車道建設促進期成会。同じく十勝地区早期建設期成会、同じく中央地区早期建設期成会。この、同一高速道路について3つの期成会に加入されて運動されていると。

更に主要道道夕張新得線建設促進期成会にも5万円とこういうようなかたちで、20万円にはならない金額ではございますけれども、それなりの経費を負担していると、こういうことですね。

それでかつて、議員協議会の中で高速道路の関係で説明のあったところでございますが、ここでご質問することによって公的に一つ表明をしていただきたいなと思うわけなんです、高速道路はもうそれぞれ着工になって土地の買収などが盛んに進んでおります。

それで実はですね、なぜこれを取り上げる気になったかといいますと、昨夜ですね十勝地区の地方議員連絡協議会の役員会というのがございまして、そこに出席をさせていただいたわけです。十勝地区の主要事業、要請事業として14件ほど出ていたわけなんです、そのうち十勝港ですか広尾のね、その関連に2件。それから十勝、帯広空港の



関係も出たと、といったようなことでだいたい中央に集中したような事業が出てきておったわけなんですけど、反面、西十勝地区についてはどうもなにも出てないなといったようなことで感じてきたわけなんですけど、そこでこの高速道路はだいたい先の、末道が分かったような感じでありましてけれども、この中でいわゆる新得地区は単に通過地点なわけでありましてけれども、サービスエリアだとかパーキングエリアといったものの造成についてどのようにですね運動をされているのかなど。

そういった十勝地方連絡協議会の、というのはこれ十勝地区の町村長さんがたや議長さんがたも関連されているやつを、その連絡協議会に報告をいただいたということでございますので、どちらかというところそういう方面のかたが密接にやっておられるわけなんですけれども、その中にそういうもの一つも出ていないということは、十勝地区としては高速道路はもう先が見えちゃっているからもう運動の必要がないということなんですけれども、陸の玄関口として新得は大事な所だと思うわけなんですけど、そういった面がですね、海の玄関口、空の玄関口については盛んに取り上げられているんですけども、陸の玄関口についてはさっぱり取り上げられておらんぞと、もう関係ないと、先が見えているから、そんなような感じのように思うのですが、新得にとってはですねやはりまだ死活を制するような事柄でないのかなとこういうような気がするわけですよ。

同時に、夕張新得線、夕べ士幌の話も出ましたね、士幌高原道路。それについてはあの地域だけが運動したことによってあれだよと、もう少し全十勝的にこうやるべきでなかったのかなという話があったわけなんですけれども、これもですねこのままにしておくのと士幌高原道路と同じように凍結されてしまうのでないかなと、もう夕張、僕は4、5年前にもう夕張は、この夕張新得線については考えてないよと、期成会長が新得の町長さんになった時点でもう考えてないよと、というようなことちょっとなんかの機会に一回発言したことがあると思うんですが、現実的にはだんだんとそういうようなかっこうになってきてですね、夕張はもうこれに眼中にないというような感じがしておるわけですよ。

だからそういうようなことでいきますと、毎年毎年こうやってお金を出していくのは支援しかねるようなことになってくるなというように気がするわけなんですけど、また、ちょっと話が飛躍して申し訳ないんですが、過日道新の社説欄にですね、アメリカに経済的に対抗して、いろいろとアメリカの注文を受けたりなんかするけれども、日本の円がどんどんどんどん高くなることによって、アメリカの株式が暴落をするよと、だとするとむしろ円がどんどんどんどん高くするようなかたちで脅しをかけたらいいんではないかとアメリカに、だから我々もこの関係もですねやっぱりうちの要望も一つも聞いてもらえないんだったら、もう脱退するぐらいの気持ちでですね対応できないのかというように気がするわけですね。

そういったようなことで、ちょっと無茶なことも言いますけれども、要するに先の見通しですね、どのように考えられて毎年毎年こういう金を出されるのかご見解を伺いたいなと。

委員長（菊地康雄君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） お答えいたします。

高速道路の関係でございますが、本町にパーキングエリアの設置を日本道路公団に要請しているところでございます。今後ですね用地の問題がございますので、地主との協議が必要かというふうに考えております。夕張新得線につきましては、期成会を作りま

して要請しているところがございます。北海道といたしましても高速道路との絡みの中で、その方策について検討をしているところがございます。

今年度に関しましては、冬期間の環境調査が行われる予定でございます。町といたしましては引き続き要請してまいりたいというふうに考えております。

---

#### 一般会計 歳出 第3款 民生費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。94ページ中段から115ページ下段までの第3款、民生費全般についてご発言ください。ありませんか。委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 97ページ保健福祉センター関係で要望ですけれども、非常にりっぱな保健福祉センターが完成され、それぞれ利用の状況は定かではございませんけれども、リフレッシュルームというすばらしいものが出来ているんですけれども、話に聞くと残念ながらあそこで汗をかくんですけれども、シャワーを浴びるところがないと。

管内的にもそれぞれのリフレッシュルームについては、シャワー室が設けられていると。今からでたいへん申し訳ないですけれども、やはりそういったシャワー室ぐらいは、なんらかのかたちの中で取り入れて考えなければならないのではないのかなと考えますが、その点について一つお伺いします。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 保健福祉センター9月1日にオープンしまして、利用は最初ちょっと苦戦をしているかなと思ってますけれども、最近けっこう若いかたに利用していただいて非常にうれしく思っています。

更に利用の増進に向けて我々も仕掛けをしていきたいなと思っております。

それと汗の問題なんですけれども、建設当初にシャワー室の問題が出たようです。その段階では近隣町村含めて調査したところ余り利用がないということで、結果として今回の施設の中にはシャワー室がなかったというのが過去の論議のようです。

それで今、改めて話があった部分なんですけれども、将来的に4月1日ですけれども、デイサービスの部分も正式にオープンしていくかなとは思ってますけれども、その辺の施設を含めてですねシャワーの利用ができればなとか、開放していきたいなというふうに思ってますので、更に内部で検討をしてみたいなというふうに思っております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） 101ページの補助金。寿事業団の看護ヘルパー事業なんですけれども、今何軒のところに寿事業団のヘルパーさんが何人いつてらっしゃるのかお伺いいたします。

それと、20節の日常生活用具の給付。補装具給付費とありますけれども、これは昨年から見たら、前回から見たら、前前回から見たら大幅に増えているんですね。これは健康まつりだとか、在宅介護支援センターが出来て、展示部門がオープンされました。そういった中でPR効果が出たのか、それとも日常生活の中で介護用品を使う人が増えたのかお伺いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 看護ヘルパーの関係ですけれども、昨年の実績でいきますと延べ375日ということで集計をしてます。人数的にはですね、いろいろ月によっては差があるようですけれども、だいたい10名程度かなというふうに聞いてます。

それと補装具の給付の関係なんですけれども、たいへん申し訳ないんですけれども、昨年平成9年と10年、内容分析まで私してなかったんですけれども、制度的にもけっこう皆さんに健康まつり含めて知らせてきたのも一つの要因かなとそんな感じもしています。なお分析についてはまた後ほど、お話しをしたいというふうに思っております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） ただいまの看護ヘルパー事業なんですけれども、延べ375日で、実質何軒のかたに何人の看護ヘルパーさん、寿事業団のヘルパーさんがいってらっしゃるのか、看護ヘルパーさんが何名であって、受けている戸数軒数何名かお願いいたします。

---

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。答弁は休憩の後に行います。11時15分まで休憩いたします。

（宣告 10時56

分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時14

分）

---

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 看護ヘルパーについてお答えいたします。

利用人員はですね、6名のかたが利用されました。事業団のスタッフは5名のかたが常駐をしているというふうに聞いてます。

---

#### 一般会計 歳出 第4款 衛生費・第5款 労働費

委員長（菊地康雄君） ほかに。次に進みます。114ページ下段から、129ページ下段までの第4款、衛生費及び第5款、労働費全般についてご発言ください。委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 125ページですね、13節の中の埋立処分場ですね水質検査だとか、放冷水検査、または中間処理施設のばい煙等の測定。これですね数値といますか、その結果についてですね、公表すべきだろうと思います。施策の成果を説明する調書という中にあるのかなと思って見たらですね、単なる説明は生活環境の保全としかありませんので、こういったものについては、僕たちも関心があります。果たして最終処分地がですね、継続して使っていけるのか、中間的にも大丈夫なのかも含めてですね心配もしていますし、またその内容もですね、知りたいというのは一般的にありますから、一定程度毎年やっていっているんでしょうけれども、これは公開するのが原則だろうと思いますので、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 水質検査それからダストだとか、それからダイオキシンの調査については毎年行っておりますので、来年度からの事務報告に載せるように検

討したいというふうに思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 事務報告っていうよりもですね、一般の町民のかたもですね環境に対する関心度がだんだん高まってきていますから、そういった意味で公開ということで、お知らせ号かなんかでですね、こういう状況になってますとか、ですからだいじょうぶならだいじょうぶということですね、安心感も与えるためにもですね、公開したほうがいいと思います。それで、その点をお聞きしたんです。

委員長（菊地康雄君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

広報を使いまして、ダイオキシンの測定だとかそれから、水質についてはそのつど公表するようにしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。次に進みます。

（「休憩していい」の声あり）

---

委員長（菊地康雄君） 暫時休憩いたします。

（宣告 11時17分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時19分）

---

委員長（菊地康雄君） 委員、藤井友幸君。

委員（藤井友幸君） 129ページに21節の貸付金とございますけれども、勤労者融資、ほほえみ融資、季節労働者それぞれございますけれども、その利用状況というのはどの程度の残高というかですね、件数どの程度になってますかお伺いします。よろしくどうぞ。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

いちおう歴年で事務報告等にも掲載をいたしてございますけれども、平成10年といたしましては年間で4件の貸出し、金額にいたしまして333万円。返済が5件ございまして、貸付けの残高といたしましては、現在8,524万3千円となっております。これは勤労者融資でございますけれども。

それから、季節労働者の生活資金これについては貸付けはございません。実績はございません。

後、ほほえみ融資の関係でございますけれども、共済の給付というようなことを主眼においてございまして、これにつきましては十勝管内18市町村が広域であおぞら共済というのを設置をいたしましたけれども、本町においてほほえみ共済というようなかたちで既に先行をして実施をいたしてございました。

そうした中で共済給付を目的にですね、原資の預託を行っている部分でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、藤井友幸君。

委員（藤井友幸君） それでですね、勤労者融資はある程度の利用があるようすけれども、この季節労働者というのはですね、余り利用がないとすればですね、これ減額

してもいいのではなかろうかなという気もしてはいますが、ただ金を預託してですね、確か3倍ぐらいになっているのかなと思いますけれども、そんなことで考えているわけです。その辺いかがでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 確か予算審議のときにもご質問いただいていたかと思うわけですが、季節労働者に対しましてはですね、こういった経済情勢でございますので、いつどのように需要が発生するかというのは予測できないというようなことで、この事業については貸付制度についてはですね、このまま残していきたいという考え方でございます。

委員長（菊地康雄君） 次、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

---

#### 一般会計 歳出 第6款 農林水産業費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。128ページ下段から155ページ下段までの第6款、農林水産業費全般についてご発言ください。ありませんか。

委員長（菊地康雄君） 戻ります。128ページ下段から155ページ下段までの第6款、農林水産業費全般についてご発言ください。委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 3点ほどお伺いをします。

1点はですね、これは町行政としては受け身ということだろうと思いますけれども、143ページですね毎年行っておりますところの7目ですね、農村環境整備水洗化事業ですが、これは今年2戸分ということで、予算は5戸分ですが、この進み方といいますか、いろいろ農村のかたも事情があるんでしょうけれども、このままですとだんだん利用する人がなくなっていくような気がします。ほかに対策などをですね考えているかどうか、9年度は3戸、今年10年度は2戸ということで減っていますから、そういった対策を含めてお考えをお聞かせ願います。

それから149ページですね、13節の委託料でありますけれども、これは確か、10年度の予算は10万円で有害鳥獣駆除等の業務ということで、説明はクマの対策費だということで説明を受けたんですが、643万6千円に増えている。なおかつ予算では補助金としてですね、有害鳥獣駆除等について335万円ほど補助金を出しております。それを合わせても数字が違いますけれども、去年一昨年ですか、委託料として従来は補助金という中でやっていたけれども、明確にしたいということで委託料ということで一昨年もですね、9年10年も10万円の計上であったんですが、今年の決算ではなんか全部取り混ぜてですね、補助金も、それから委託料も補助金も負担金も含めて、どういうふうにしたのかですね、かなり数字が違うのでちょっと説明してください。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） お答えいたします。

1点目の農村整備環境の水洗化の事業でだんだん先細りしているのではないかとということで、平成5年度からやりまして、10年度の2件を入れまして17基やっております。

ご指摘のとおり先細りしているわけですが、町としまして屈足の水洗

化が終了しましてからですけれどもね、全町的な農村地区の合併浄化槽の事業を今検討しているところでございます。それで10年度もそういうことで、道の補助をいただきまして農村地区の設計委託の調査をいたしております。

そういうことで農村のかたもそういう事情をご理解しておりますので、実際大がかりにやる人は後1、2年我慢して、そういう補助事業の合併浄化槽にするということになっております。そういうことで農村地域のかたもご理解しているかたがでございます。

ただ緊急にやりたいというかたは、この1基30万円ですか、それでやっているようでございます。

それから2点目の委託料の関係ですけれども、有害駆除の委託料の関係でございますけれども、当初は有害駆除2つに分かれておまして、猟友会の10万円のクマの巡回指導とですね、もう1つはですねキツネだとかカラスだとかシカのその有害駆除でございますけれども、これは従来は19節の負担金補助で計上しておりました。10年度もそうでございます。

そしてこれはですね、猟友会というんでなくて個人のハンターに補助して、何頭、1頭いくらということで補助しておるわけでございますけれども、10年度から道のほうでですね、エゾシカ管理事業というのがございまして、それで雌シカ1頭いくらという補助することになりました。ただ、これはですね、個人に補助するわけにはいきませんので、市町村に補助するというので、そういうことでいったん市町村が道の補助を受けて委託として出すことにいたしましたわけでございます。そういうわけで、6月の補正に、去年の6月の補正にですね、19節の分を13節の委託に持ってきたしだいでございます。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 前半のことについては分かりました。

もう1点ですね、同じく149ページの16節のですね原材料、これ予算では梅園の管理用として計上しておりましたけれども、全額不用額になっております。

毎年一定のですね10万円程度8万5千円から6千円は梅園の管理用として、決算しているんですけれども、今年はですね全額不用額ということになっておりますので、これらのですね、今までの経緯と10年度のですね、決算についての説明をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 原材料費で梅園用の、製材費ということで1万円ほど見ておりましたけれども、管理人のかたで非常に器用なかたでございまして、古材を使ってですねけっきょくそういうことで買わないで済ませたという経過もございます。

ただし11年度につきましては、梅のオーナーなどでかなりお客様も来ますので、看板だとかそれから案内板、そういうことで11年度につきましてはかなりみておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかにございませんか。委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 133ページ。参考まで聞かせてほしいんですけれども、農作物展示園これに対する成果についてどのようになっているかを、それから139ページ利子補給。酪農経営負債整理資金、大家畜体質強化資金、あるいは活性化資金、それぞれ利子補給を行っているわけですけれども、これらに対する酪農家に対する成果というか、状況等について。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 展示圃の関係で、1点目の展示圃の関係でございますけれども、佐幌地区にだいたい5反ほど借りてやっておりまして、主体的に普及センターのかたの指導でやっております。それらの成果につきましては、毎年営農懇談会というのが2月にございまして、それらの場所でいろいろ成果を発表したり、いろいろ指導をしております。

ただし、この展示センターにつきましてですね、12年度からはもう一つ開発建設部の展示センターがございます。2つあるわけでございますので、そっちのほうが大きくてほとんど全面委託ということでございますので、そちらに移行したいと考えております。

それから2点目のです、酪農負債整理それから大家畜の関係でございますけど、これ昭和56年から実施しております。延々ともう十何年続いているわけでおるわけでございますけれども、ちょうどそのとき借りたお金が一番金利の高いときでございまして、その毎年の欠損金ということで、当初は3.5パーセントということでそれらの負債軽減しております。

そして更に、現在では3.5パーセントから3パーセント、2.5パーセントということで軽減しております、非常に酪農家の経営には役立っていると考えております。

委員長（菊地康雄君） ほかにございませんか。

---

#### 一般会計 歳出 第7款 商工費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。154ページ下段から169ページ上段までの第7款、商工費全般についてご発言ください。委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 159ページ共通商品券発行事業で100万円を補助金として出しているわけでございますけれども、この共通商品券の売れ具合、利用度ですねそういう点をちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

昨年8月から開始をいたしました、共通商品券いわゆるスマイルチケットでございますが、3月までの売り上げが380万500円。当初予定をいたしました、240万円を超えてございまして、58パーセントほど超えている状況になってございます。

いちおう当初240万円の売り上げを見込みまして、スタートをしておりますが、スタート当初というようなこともありまして、目標を上回ったという状況になってございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） こういう、たいへん地域の購買運動に非常に効果があったというように今聞きまして、たいへんいい事業だったんだなと思っております。

そこで今問題のですね、今度新たな1万円やると1割得しますよというのをやっていますよね。これがまたちょっと問題なのかなと、私は共通商品券のようにですね、効果が出ればいいなと思っておりますけれども、そうはいかないみたいなんですけれども、やはりこういういい状況を踏まえておやりになったんだと思うんですけれども、ちょっとこの決算とは関係なくなりますが、非常にその点を私心配しているんで

す。せっかくぐるになってですね、一緒にやろうということをやっているんですけども、その人気がさっぱり上がってこないということにですね、ちょっと不安を感じているんですけども、その辺はどうなのでしょうね。担当課長としてどのようにお考えなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

9月の7日から発売をいたしまして、今日の本日までの発売期間というようなかたちで進めてきております。ただ予想を大幅に下回っておりまして、昨日も商工会長さんお見えになりまして、発売期間を延ばしたいとそういうようなご報告がございました。

昨年の共通商品券の発行、そして2月の24日から回収をいたしました地域振興券、そして更に今年9月7日からのプレミアム商品券、こういったかたちでなんとか地域にお金を落としていただきたいというような方策を講じているわけでございます。

ただ、発売期間がちょうど短期間であったという、言ってみればちょっと見込み違いもあったかと思うんですけども、最近になりましてですね、暖房器具の入替えあるいは冬のタイヤの購入とか、いわゆる高額商品に対する支払いの利用というのがですね増えてきているようでございます。

そうしたことで、発売期間を11月末までに延長したいという申し出がございました。また12月入りますと、歳末大売出しの関連がございまして、使用期間が12月の10日というふうに記憶しておりますけれども、発売が11月の末まで延長して利用期間を12月の10日までというようなかたちでですね、追い込みを図っていただきたいということで、商工会会長のほうにもお話しをしているところでございます。

委員長（菊地康雄君） ほかにありませんか。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 2点についてお聞きしたいと思います。

ワカサギのふ化、ヒメマスのふ化、ふ化事業が。

委員長（菊地康雄君） 何ページですか。

委員（吉川幸一君） 152ページの13節でございます。ワカサギのふ化とですねヒメマスのふ化ってありますけれども、この券の売り上げですとか。

委員長（菊地康雄君） もうその点については、さきほど終了しております。補足でお願いいたします。

委員（吉川幸一君） ではこれはやめます。申し訳ありません。

166ページと言いますか、167ページと言いますか、陶芸のことで少しご質問をしたいなと思っております。

陶芸の作品売り上げ、材料費収入に入っておりますが、陶芸振興費としてお金が出ておりますけれども、この平成10年度の教室の受講生はいろいろな教室がありまして、何名ぐらいの受講生がいらっしやいまして、前年度から同じ教室に入ってるかたが何人いらっしやったか。

これ前にも私、ご質問させていただいたんですけども、10年選手はたくさんいらっしやるのではないかな。そこで、前にご質問した蒸し返しでございますけれども、この陶芸は非常に高級な趣味でございます。今、パークゴルフ場も利用税としてお金を取り、シーズン券も販売しておりますけれども、陶芸は陶芸利用というかたちでなんで年間お金が取れないのか、検討もされてないのか、まずここからご質問をさせていただきます。



委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

現在陶芸センターでの講座につきましては、6講座で定員を70名というかたちで本年度スタートいたしております。ご質問にございました前年からの継続者、これにつきましては今調査をさせますので、後ほどお答えをしたいと思います。

いちおう、定員にそれぞれ10名ないし15名というような定員を設定をいたしておりますけれども、現在の受講者の名簿からいきますと、それぞれ定員枠以内で推移をいたしております。ご質問にございました使用料とかそういった関連でございますけれども、本年度受講を申し込まれましたかたには、前期後期に分けて講座の参加料というようなかたちでそれぞれ千円ずつ、前期千円、後期千円の参加料を徴収いたしております。

これらにつきましては、センターのほうで使用いたします消耗品、その他作陶用具でしょうか、そういったものの消耗品的な経費に充てたいということで運営をいたしております。いちおうそういったかたちで参加者の皆様がたに新たなご負担をいただいたというようなことでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 70名の受講者の中で、前年から続いている人は65名以上、70名いたとしたら65名以上いるっていうのは予測されるんですね。

新規の人が入れるような講座と、それから、あの施設はやっぱり土曜日、日曜日でしたら受講できるってかたもだいぶん行ってみたいなっていう希望者が声が聞きます。前にも私お話ししたんですけれども、職人コースですとか、腕の立つ人と、土日にはあの会館は開けるべきだっていう私の意見もありますけれども、参加料の千円は非常に少なすぎる。

今、陶芸で出店の3万円ってありますけれども、屈足のしんとく焼として出店しているときに、個人の商品もその中に混じっているはずなんです。その個人の商品は出店は町で出して、個人の作ったものはこの売店で売っているんです。投薬から粘度は買っているっていいですけど、非常に原価と同じ値段で買っていて、そして利用者が自分の庭のように自分の商品のように使っているときに、参加料千円というのは検討したうちに私入らないと思う。

高級な趣味にはそれなりのお金がかかるんだっていうことを、町民に認識していただくためには、100歩譲って新しく陶芸をやってみたいという人には、陶芸の楽しみを教えるためにそのお金はいいですよと、でも何年も続けて受講している人は年間2万円以上のものを私は取りなさいって言っているんです。

陶芸の担当の職員がいて、補助職員がいて補助員がいて、販売員がいて出店で町の予算で出店料を出して、そして個人が作ったものがここでも並べられて売られている。こんなかで、なんでその年間陶芸に行って、何年間連続して陶芸の教室に入ったら、年間いくらですよってお金が取れないのか不思議ではない。もう1回ご答弁願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 何点かご質問いただきました。

さきほどの、継続者につきましては現在調べておりますので後ほどお答えをいたします。出店料の関係でございますけれども、これにつきましては新得町の陶芸センターというようなかたちで出店をいたしております。そうした中で、その陶芸センターに通

ってくる受講者のかたがたの作品、そういったものも併せてしんとく焼の出店というよ  
うなかたちで、それぞれの主催団体のほうに納入する費用でございます。

後、費用の関係というようなことでご質問でございますけれども、以前にも申し上げましたように、まず粘土代の内訳これにつきましては、それぞれ粘土を製作というか、作り出すセンターの人件費であるとか、あるいは電気料それから出来上がった作品を焼きあげる電気料、あるいは登り窯の費用そういったものを勘案いたしまして、1キログラム当たりの粘土の料金を設定いたしております。

本年度その粘土の料金につきましても、従来の方式と変えまして基本の粘土1キログラムの料金は600円で変わりございませんけれども、1月について20キロを超える場合については1キログラム当たり超えた分が800円、あるいは65歳以上のかたでは特別料金を設定いたしておりますけれども、10キロから600円、あるいは20キロ超えた場合は20キロから800円、町外利用のかたについては900円というような粘土の料金等の設定も変更いたしまして、対応しているところでございます。

また、継続者というようなかたちでございますけれども、講座も本年度は新たに陶芸を始めてみたいというそういった希望者のかたのためのいわゆる講座、これを2講座開設をいたしております。

そうした中で初心者のかたにも広く講座に参加していただけるようにというようなことで、改善を図ってきたところでございます。当然電動ろくろ、初心者のかたが即入るといような、そういった分野でもございませぬし、ある程度の経験を積んでいただく、そして更に興味をわいていただければ次の電動講座、ろくろ講座ですとか、手作り講座ですかいろんなそういうようなステップを踏めるような講座の構成にいたしたところでございます。そうしたことで、ご理解をいただければというふうに考えおります。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） いろいろなものの答弁は詳しく説明していただいているけれども、金をいただくかいただかないかっていうことの答弁は、何一つ今の答弁の中にはしゃべられていない。

これ食い違うことですから検討というかたちで再度言いますけれども、材料費は186万円収入になっているけれども、消耗品、燃料費、光熱費入れたら粘土代になるか、私はなっていない。

それから、この趣味の世界でやっている人がたから、なんでお金が取れないのか。年間、教室料としてお金が取れないのか検討もしたくない答弁、だと私は思うんです。やっぱりここですぐ答弁出せっていうのは無理かなって思うんですけれども、今後、私の今言った年間に陶芸教室に行ったときに、年間この今の参加料千円というのは、もうちょっと私の言う2万円に近付ける検討をできるかできないかぐらいの答弁だけでいいですから、検討をしていく用意があるかないかの答弁はしてもらいたいと思っております。終わります。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 前回の決算委員会、また予算委員会のほうでそういった受講料、そういったようなかたちでのご質問が続いております。

平成11年度から徴収をすることにいたしました、その参加料は検討をいたした結果というふうにご理解いただければ有り難いわけですがけれども、ただ、そのおりに申し上げておりましたように、この陶芸そのものがスタート時点に戻りますと、やはり生きがい対策っていうようなかたちがございました。それから継続しながら一時企業化というようなものを思考いたしまして、現状のしんとく焼の中ではまだまだ企業化というよ

うなかたちには難しいというようなことで見直しをしたわけでございます。

更に今回はこうしたかたちで、新たな負担を年間にいたしますと、前期後期通じて参加をいただくかたには2千円というようなかたちでございます。これが安いっていうご指摘でございますけれども、現状の中としてはほぼ適当な金額なのかなというふうに考えているところでございます。

ただほかの例えば、町民大学の継続している講座そういったものとの関連もございまずので、関連するようなそういう講座、そういったものとの調整をさせていただきながら、検討してまいりたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 3目、観光費に絡んでの質問になるわけなんです、161ページの11事業費の中で、印刷製本費78万4千588円とこういうのが出ているわけなんです、これはたぶん観光費に絡んだ観光パンフレットのかなと思うわけなんです、町で発行しているパンフレットは町自体が印刷されて出しているのか、あるいは観光協会に助成をした中で観光協会の中で印刷をして出されているのかといった点があるわけなんです、私の見るところではたぶん印刷製本費の中で作られているのかなと理解するわけなんです、前にも別の機会でお話ししたことがあるんですが、狩勝峠の売店にですね観光パンフレットを置いてもすぐなくなってしまうと、こういうことでなにか担当者にも前にお話ししたことがあるわけなんです、なんぼあそこに置いてもなくなってしまうとといったようなことでですね、予算の絡みもあるんでしょうあんまりたくさん印刷できないというようなことなんでしょう。

だけれどもこれは、鼻紙にするわけではありませんで、持っていかれるということはそれなりに、見ていただいているというような感じがするわけですよ。ですから大いに印刷されてけっこうだなと思うわけなんですけれども、それから印刷製本費78万4千588円というの少ないのではないのかなという感じがします。

実は先日、総務常任委員会の本州視察の中で、最終日にふるさと東京会の人たちと少しお話しをいっぱいしたかたちの中で、新得のPRが少しもの足りないよというお話しがありました。

民間の商店で交通マップですか、そういうものを売っているお店もあったけれども、町自体ではそういうものが出ていないわけなんです、それぞれの企業の努力だといってしまえばそれまでなんですけれども、やっぱりポイントポイントにですねそういうものを配置するような努力も必要なんでないかなという気がするわけなの。

参考までにですね、この間の話し合った中で新得そばが盛んに新得としてPRをされておるようだけれども、狩勝峠に新得そばの看板もないわけだし、主要な箇所にもないよと、今、それから新聞道新あたり見ても、幌加内のそばが盛んに出てくるわけで、だいぶ新得そばの影が薄れてきたなという感じがしないわけでもないで。

そういうわけでこれは、来年度の予算に絡むことですから予算のときにまたお話しすればいいわけですが、この印刷製本費のPRというかたちの中でですねちょっと触れておきたいなところ思うわけ。ひとつ予算は多少ね、お金はかかるでしょうけれども、常時不足のないようにポイントポイントにパンフレットを配置されるように期待したいなと。

地図は鹿追町がですね、もうとにかなくなったらすぐとんで持ってくるの、直接持ってくるそうですね、狩勝に。そういったようなことで向こうは、新得は交通の要所に

おるからどうしても安心感持っちゃうのかもしれないけれど、鹿追はそうでなしに危機感を持って常にそういうようなポイントポイントを大事にしているようでございますので、ひとつ新得でもですねそういったようなことで多少、金目を惜しまずひとつPRに努力していただきたいなところ思うわけです。よろしく願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えいたします。

パンフレットにつきましては、この観光費あるいは狩勝高原整備費そのほか観光協会のほうと費用を分担しながらですね、現在主力にしておりますのは同じ体裁の分野ごとの6種類でしょうか、そのほかに折り畳み式で2種類ほどやっております。

そうした中で、ご指摘のように金額的にはやりくりをしながらですね足りなくなっている在庫の足りなくなったものを補充していくというようなかたちで、極力経費をかけないようなかたちでやっております。印刷いたしましたパンフレットをそれぞれ各施設にじゅうぶんな量だけ配布できるかと申しますと、なかなかそこまでいかない状況かなと思います。

それぞれ町外からの紹介、あるいはいろいろな会合その他で新得にお越しになったお客様が、30部50部というようなかたちで求められますので、そういったときに重点的にほぼ使っているというのが実態でございます。

そうした中で、部数を多くできる単価の安いパンフレットですねこういったものについては、できるだけそういった施設に配布をしたいというような状況で手配をしておりますけれども、やはり当初に各それぞれの売店であるとか施設に配ってしまいますと後、在庫切れってというような状況も無きにしもあらずというようなことで、そういうようなすぐ切れてしまうというような状況もあろうかと思えます。

予算を効率的に執行しましてですね、できるだけそのようなことのないように、じゅうぶん注意をしてみたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 私はいわゆる折り畳み式の豪華なですねパンフレットはねお金もかかるから、できればそういうものと一般のチラシとの中間ぐらいのですね、1枚の程度でいいなと。

ですから主要な観光地とそれから交通図を片隅に印刷をして、狩勝峠なりあるいは南新得からどういうふうに行ったら目的地に行くのかといったようなね地図もちょっとつけてやると親切でないかなと、こういう感じがいたします。

そういうことでよろしくご配慮をお願いします。

委員長（菊地康雄君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 当初、総合版的なパンフレットというようなかたちでやっておりましたものを、それぞれの分野ごとにばらけましてですね、できるだけ経費をかけないで部数を多くしたいということで現在に至っております。

なお、今後とも研究をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」の声あり）

---

委員長（菊地康雄君） 13時ちょうどまで、休憩させていただきます。  
（宣告 12時02分）

委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。  
（宣告 13時01分）

---

委員長（菊地康雄君） さきほどの吉川委員の質問に対する答弁の追加がありませんで、答弁を許します。商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） さきほどの答弁を追加させていただきます。

陶芸講座の受講生に関連してでございますけれども、さきほど6講座70名の定員ということで答弁を申し上げました。現在開設されている講座が8講座ございます。8講座で78人の受講生がいるわけでございます。その中で本年度新規に申し込みをしてきたものが14名、昨年からの継続が1名、平成9年度からの継続者が3名、後残り60名が平成9年以前からの受講者でございます。

---

一般会計 歳出 第8款 土木費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。168ページ上段から183ページ下段までの第8款、土木費全般についてご発言ください。

ありませんか。

（「なし」の声あり。）

---

一般会計 歳出 第9款 消防費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。182ページ下段から185ページ中段までの第9款、消防費全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

---

一般会計 歳出 第10款 教育費（教育総務費～幼稚園費）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。第10款、教育費に入りますが、ページ数が多いので2つに区切って審査いたします。まず184ページ中段から205ページ中段までの第1項、教育総務費から第4項、幼稚園費までについてご発言ください。

よろしいですか。

---

一般会計 歳出 第10款 教育費（社会教育費～保健体育費）

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。204ページ中段から231ページ中段までの第5項、社会教育費から第6項、保健体育費までについてご発言ください。

よろしいですか。委員、吉川幸一。

委員（吉川幸一君） あんまりすんなりいくといかがなもんかなと思ひまして。

219ページの19節、地域スポーツ振興。このとき100万円出してございます。

今年度は70万円になりました。予算が下がったということは、これに対しては少し出し過ぎたかなという考え方で今年度は下がったのかなというふうには思っておりますけれども、どのような考え方で100万円から70万円に下がったのか、この100万円のときの成果をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

この、地域スポーツ振興につきましてはですね、ご案内のとおり町民大運動会以外にもですね、それぞれの地区で地区内の親ぼくと日常的なスポーツに取り組んでいただこうということの趣旨でですね始めたものでございまして、ご質問にありましたように昨年度につきましてはですね、10地区全地区がですねやっけていただいております、1地区10万円の10地区100万円というような助成をさせていただいております。

全体でですね、延べ548名のかたがこの地域スポーツ大会に参加をいただいております。

ご質問のですね、昨年まで10万円を各地区今年から7万円に下げた理由はというご質問でございますが、これは深い意味はございませんが、私どもずっとやってみましてですね、中身を見せていただきますと、どうしても性格上飲食関係あるいは景品というようなかたがほとんどでございます。

一方で個人負担も少ないというふうな実は状況もでございます。それから一方で、町民大運動会のほうもですね、たいへん地区内の選手集めを含めてたいへんご苦勞をされておまして、片方では町民大運動会のほうの増額を図って、この部分についてはですねそれぞれの若干の自己負担もお願いして、それぞれでやっていただきたいというようなかたちでですね、減額をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） この7万円というふうになってますけれども、今でも地域スポーツ振興のお金は補助金として委員会は必要だと思っているのか思っていないのか。

また、町民大運動会は非常に人数がおりますけれども、これ地域スポーツ振興とですね、町民大運動会を足した金額が、町長の交際費やなんかも大幅に減額されているわけだし、使っていないこともあるから、この減額もしかたないのかなと思うけれども、プラスしたら15万円削られているのですね、2つで。今年度。

だからこの地域スポーツ振興はいろんな、飲食、商品代だけだ、そしたらまた、この地域スポーツ振興に対してこういうふうな活用をしてくれていう指導をすればですね、各地区はしたんでないのかな。今までの指導はただなんでもいいですよという補助金の出し方だから、その商品になり飲食代になったんであって、ただ、補助金をばらまくんでなくして、こういうふうなものに使ってもらったらどうですかという言葉も添えたらですね、1年で10万円から7万円というのかな1区ね、こういうふうな減額にはならなかったのではないかなと。だから一方的な減額するっていうんでなくて、こういうふうな使い方があるんだけれども、こういうふうにもうちょっと使ってもらえないか、1年こっきりで成果を見て、なんにも言わないでいきなり減額するっていうのはいかなものかなって私は思っております。

ですから、上げていただくものに関してはなんにも言いませんけれども、減額されるものに対してはね、少し行政のほうも声が必要じゃないかなって思うんですけれども。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

実はこの、地区大会ですね各地区の参加人員を見させていただきますとですね、最大が98名で一番参加人員が少なかった地区はですね35名というような実はばらつきもございます。それで私どものほうの体育指導員さん含めてですね、いろいろ種々協議したわけですが、参加人員によって補助金の額をつけるということもですね、こういう趣旨の地区の振興というふうなことでですね、そうはならないだろうというふうなことで、一定の結論としては同額でいこうというふうなことの結論も達しております。

使い方につきましてはですね、いろいろ議論をいたしましたけれども、用具代にかかるわけでもございませんし、事前の練習があるとかですね、鉢巻きを作るとかそういう性格のものでもございませんので、一定のやっぱり飲食なり景品にはやむを得ないということもございます。ただ一方でこういうふうな、地区のばらつきもございますし、それぞれが飲食ですとか景品というのは参加者それぞれのかたが受益を受ける部分でもございますので、さきほどご答弁申し上げましたように、一定のご負担、参加者からのご負担もお願いをしながらですね、地区内の親ぼくを図っていただきたいということが、私どもの願いでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 215ページ14款ですね、使用料及び賃借料ですか。

この中でコンピューター借上料269万982円というように出ておりますが、このコンピューターはいつごろから借り上げしているのか、なぜそういうこと言うかという、今朝も議員控室でいろいろ話し合ったんですけれども、今、百、二、三十万円のコンピューターが、四、五十万円で買える時代だと。

このときですね、買った、リースしたときの価格というのは僕はかなり高いもんでないのかなと思っております。

そういうんであればですね、いろいろ考える必要があるんでないのかなというように思って質問させていただいたわけでございますので、その辺をひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それからもう1点は、パークゴルフ場のリバーサイドのですねことなんでございますけれども、去年は確か10月の11日でクローズしたんだったんですかね、今年もそんなような考えなのか、私はできればですねやはり10月いっぱいぐらいは利用できるようにしたいほうがよろしいのではないのかなと思うんです。

一般のゴルフ場というのは、雪が降るまでやるっていうのが普通の考え方なんです。パークゴルフ場だけは、過保護過ぎているんでないのかなと私は思うんですけれども、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） お答えいたします。

図書館のコンピューターにつきましてはですね、平成10年の1月に全面的に更新をいたしております。全体で図書館内で屈足を含めまして、ネットワークを組むってような、そういうLANのシステムを構築しております。

ご質問の趣旨にございます価格という部分もございますが、これは当初から5年リースというようなかたちで組まさせていただいております。ご質問の趣旨も踏まえて更新時期にはですねじゅうぶん経費を安く上げるような方策をですね、検討してまいりたいというふうに思います。



2点目のパークゴルフ場のクローズの関係でございますが、本年につきましては10月の17日をもってクローズということで計画をしております。確かに少し甘やかし過ぎるのではないかというようなご意見も、私どもも実は伺っておりますが、芝にとってはですね霜がおりて踏圧を受けるっていうようなことが一番芝を痛めます。

そしてゴルフと一番違う点はですね、たいへんな利用者が同じ場所を踏んで歩くっていうようなことでありますので、ゴルフ場にたいへん広いところで、広々とプレイを楽しむっていうぶんについては、グリーン周りについてはたいへんあれでございますが、いずれにしても芝に対する、芝の立場から考えますとたいへんな人数のかたがその芝の上を踏むわけでございます。

そんなかたちでよりいつもですね、いい条件でプレイを楽しんでいただくためにですね、そういうかたちでクローズの期間を定めさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） コンピューター5年リースということで、リースしたばかりだということでございますので、これ以上は質問したいとは思いませんけれども、ただ5年とはいえ、そういうような時代でございますので、その辺やはりじゅうぶん考慮してですね、対応されたほうがよろしいのではないかと考えておりますので、よろしくひとつ対応していただきたいと思います。

それで今の佐幌リバーサイドでございますが10月17日クローズする予定だということでございます。もう既に、夜間はやっていないですね。清水あたりはですね、2か所、夜間できるようにしているんですね、新得もそういうような施設があるわけですから、せっかく町民が楽しんでいる場所ですから、できるだけやはりプレーできるときは利用できるようにしたほうが、健康管理のためからも、それから運動不足解消のためにもですねよろしいんじゃないかと思うんです。

そういったことからですね、やはりせっかくあれだけの金をかけて、町民に喜んでもらっているわけですからそれは芝が痛むうんぬんというのも分からないわけではないですけれども、あんまり日本一世界一ということにこだわらないでですね、やはりそういうことよりも、僕は町民の健康管理という面からいったほうが、よろしいのではないのかなとこう思っているのです。

どうなんでしょうか、再度お尋ねしたいんですが、10月17日という日にちはこれは適当な日なんでしょうか、私は10月いっぱいぐらいは使えるようにしてあげたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 前段の図書館のコンピューターにつきましては、そういう趣旨でまた検討を加えてまいりたいと思います。

2点目のサホリリバーサイドパークゴルフ場のクローズの関係でございますが、ご質問の夜間照明については、ご質問のとおり9月の18日で終了させていただいております。

クローズの期間でございますが、今年の利用状況につきましてはですね、これは8月末現在でございますが、昨年よりも全体で23.8パーセントのですね利用人員の伸びがございます。特に町外の伸びがですね、前年同月対比ですね、53.5パーセントというようなことで、前年度の50パーセント増しのご利用をいただいております。

これは8月猛暑の時期ですね、たいへんな猛暑だった関係でご多忙にもれず私どものパークゴルフ場の利用人員も減ったわけなんです、それにもまして町外からのご利用が53パーセントも伸びているということで、管理している私どもも喜んでいただいております。

このクローズの関係につきましてはですね、さきほど申し上げましたように、一度芝をですねだめにしてしまいますと、またたいへんな経費もかかりますし、それからお客様の評判も落ちるといようなこともございます。

ただ一方でですね、芝のほうも年数を経てですねだいぶ育ってまいりましたので、そういうご意見も踏まえながらですね、再度検討も加えていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 関連にもなるわけですけども、パークゴルフ場の夜の利用状況について。

それから、先日芝のサッカー場がオープンしたわけですけども、非常に多くのかたがたがみえて、ただその中で特に感じたことが駐車場にあります。このことについて、今後どのような考え方を持っているかお聞きします。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 昨年ですね、夜間についてはですねたいへん利用状態が悪くてですね、136名の利用でございました。なかなか、私どもが考えている以上に夜間の環境についてはですね、伸びないなというようにもございまして、せっかくの夜間照明でございますので、パークゴルフ協会なんかにもですねお願いをしてですね、大会の設定等についてもお願いをしているところでございます。

後2点目のこの間のサッカー大会も実は行われたわけなんですけども、ご質問のようないへん大きな大会が行われますとですね、駐車場に困ったというのが正直なところでございます。先日の日曜日の大会につきましてはですね、サッカー協会のご理解もいただきながら、誘導も含めて役場の駐車場を使っただいて、バスでお送りしたということもございます。

私どもの大きな課題だというふうに受け止めておりまして、今後の将来的な全体の計画の中で、なんとか解消できる方法はないかというようなことも含めて、検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） ちょっと町民大学の関係でお尋ねをしたいと思ってます。

209ページの7番賃金、報償費、旅費、それぞれ項目に流用されて実施されているわけですが、これらがなんでこういうかたちで町民大学の機能が低下したというかたちはないだろうと思いますが、その点でちょっとお尋ねしたいのと。

次ページの211ページ、補助金の関係でちょっと勉強不足で申し訳ございませんが、町民大学寿教室自治会事業というのが、毎年払っていますがどういうあれなのかご説明と、それから国際交流推進協議会、これもその説明とお願いしたいので、その予算が53万2千円ぐらいになっているのが、この国際交流推進協議会なんかは100何万で倍額ぐらいになっているんですね。そういったかたちやなんかがありまして、そういった英会話の関係だろうと思うんですけども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 1点目の報償関係につきましてはですね、実は監査委員さんからのご指摘も実はいただいております、一部の講座がですね募集人員に達しなかったということもございまして、それらの経費が余った分をですね、きちっと補正処置をしなかったということでございまして、町民大学全体がですねだめになっているという趣旨ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから町民大学の寿教室の自治会につきましてはですね、毎年、修学旅行とですね、大学祭というふうなかたちで作品展示なんかをやっております。一部、修学旅行にも個人の負担以外にもですね、この自治会の中からも若干出していただいておりますし、それから大学祭については色紙を買うとか、そういう大学祭の展示等にですね、それらの経費を充てさせていただいております。

それから国際交流推進協議会のほうでございしますが、これは外国人英語助手のですね全体の支援をしようということで、昨年特に多かったのはですね、ずっといただきましたルークという外国人が帰るといようなことの帰国旅費をですね、この推進協議会の会計を使って支出をさせていただいている関係で、そういうかたちで大幅に伸びたという関係でございしますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、廣山麗子君。

委員（廣山麗子君） サッカー場についてさきほどの関連になりますけれども、健康づくり本当に不特定多数の人が利用されています。

そういった中で、健康づくりの中で利用されているわけですから、このサッカー場が出来る以前の分についてね、今このサッカー場が出来てからどのように病気にかかる率だとか病院にかかる率、そういった病気の進行にどれだけね食い止められているかというか、その効果がどのくらい出ているのかということとね、今後に向けて数字を出していただけないかしらと思っております。ごめんなさい、パークゴルフ場です。

パークゴルフ場の、不特定多数の人たちが使うパークゴルフ場について、パークゴルフ場が出来ると出来てからのちょっと数値が出せれば、今後に向けて出していただけたら効果ははっきり出てくるかなと思うんです。よろしく願います。

委員長（菊地康雄君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） ご案内のようにパークゴルフというスポーツがですね、たいへんここ幕別町さん、私どものほうもグラウンドゴルフ時代からですね、こういうスポーツを取り組もうというふうなことで、取り組んでまいりまして、これが十勝管内にとどまらず、全国的な取り組みまで発展してきているのはご承知のとおりだと思うんですけれども、今までスポーツに親しまれなかったかたがパークゴルフ毎日朝夕やっているかたもおりますし、たいへん生涯スポーツにとってですね、果たしている役割は多いかと思えます。

ただ健康についてどうかというご質問でございしますが、これは私ども統計のとりようもございませんので、間違いなく健康増進にはなっているというふうには確信しておりますが、そんなことで数値的にはちょっとお答えできないということをお許しいただきたいと思えます。

委員長（菊地康雄君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

一般会計 歳出 第11款 公債費～第13款 予備費

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。230ページ中段から234ページ終わりまでの、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費まで一括ご発言ください。

（「なし」の声あり）

---

一般会計 歳入 第1款 町税～第11款 使用料及び手数料

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。

それでは次いで一般会計の歳入に入ります。

12ページをお開き願います。12ページから31ページ下段までの第1款、町税、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、地方消費税交付金、第5款、ゴルフ場利用税交付金、第6款、特別地方消費税交付金、第7款、自動車取得税交付金、第8款、地方交付税、第9款、交通安全対策特別交付金、第10款、分担金及び負担金、第11款、使用料及び手数料まで一括ご発言ください。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 歳入で毎年質問をさせていただいているものであります。

25ページ、保育園等のこの未収入額収納率でございます。

新得保育所は去年が89.9パーセント、今年は89.1パーセント、著しく悪いと私は思っております。この担当する人は、収納率っていうのは何パーセントが理想なのか、まずお答えをしていただきたい。

それと29ページの町営住宅でございます。町営住宅の収納率は98.1パーセントでございますが、金額をみますと240万円になってございます。滞納分の中から190万円入れても、実際には増えていっているわけでございます。この、収納率の今年度は何件のかたが滞納をされて、どのような理由でこれを集金できなかったのか、また、滞納者の件数は何件になったのか。なんで、20パーセントしか集金ができないのか、こちら辺もお答え願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 児童保育課長、富田秋彦君。

児童保育課長（富田秋彦君） 保育料の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり新得保育所の収納率が、昨年対比減少しているのが実態でございます。今、最後に理想的な収納率が何パーセントかというお話しもありましたけれども、もちろん、これは間違いなく100パーセント収納が理想でもありますし、あるべき姿だろうというふうに思っております。

ただ、この状況を申し上げますとですね過去からの累積の状況、これが主な要因でございます。内容的にはですね、今の時代を反映いたしましてカード破産状況が実は3人、件数にして7人いるわけですが、これも金額にして相当数を占めているというのが実態でございます。

したがって、個人破産これの関係については裁判所絡みでございますから、この手続き状況、これはいろいろと最近の傾向からですね、相当全国的にも件数が多い状況にあるように伺っております。したがってそれなりに時間もかかるというような状況があるようでございます。

しかし、私どもといたしましてもですね、これらの状況、裁判所の状況を含めて、的確にこの状況について把握をしながら、今後ともですね更に収納の指導や、あるいはそれらの対策について、万全を尽くすように努力をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

住宅料の滞納者の数でございますけれど、44名のかたが今、滞納されてございまして、現在のその後、督促等を実施いたしまして現在のところは10名減って34名の、9月10日現在では34名の滞納者になってございます。

滞納する理由につきましては、やはりこういった不景気な時代でございますので、そういったことで家庭訪問にいてですね督促して、繰り返し督促するわけでございますけれども、やはりそういったことで収入が激減しているからなかなか払えないという、そういう理由がございまして。

なかなか文書ですとか、電話ではなかなか支払っていただけませんので、今後ともですね訪問して督促することが一番効果がございまして、繰り返し訪問して督促して少しでも未収金をなくすように努力をしてみたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 新得の保育所はですね、この未収入額っていうのは前年度の繰越額も滞納分も入って93万円ということで、滞納分はですねいくらで、今払われてないで保育園に行っているかたが何人、払われてないで保育園に行っている人は今現在いらっしゃるのかどうかっていうのだけ、そしたら教えてください。

公営住宅のほうでございましてけれども、約1,000万円滞納になっているわけです。これは増えていっているんですよ。新しく公営住宅に入るかたがたは連帯保証人がついてございましてけれども、今現在全然払われてないで公営住宅に入っている人も34人いらっしゃるということですよ。

これらの人は連帯保証人というのはどうなっているのか、また新しく入る人は連帯保証人をつけてその人にも支払い能力うんぬんあって、払うような段取りをしていってまされども、今まで払われてないで今も現在入ってられてその人がたに連帯保証人という制度はあるのかどうか、今後この1,000万円の金をですね、後にも出てくるところで私お伺いしようと思うんですけれども、常にこの金額が決算になったら載ってくるんですね、来年は1,100万円にはなるのではないのかなと思う。

金額だけを通していったらすごい金額になってくるわけですよ。保証人制度はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 児童保育課長、富田秋彦君。

児童保育課長（富田秋彦君） 新得保育所の関係でございますが、現在ですねここにあげております99万7千円がしの未収の関係については、4人の7件という状況になっておまして、このうちさきほど申し上げましたカード破産絡みのかたが2人いるわけですが、このかたがですね現在通ってきてましても未納という状況になっております。ただいま裁判絡みでですねその状況を待たざるを得ないという状況にあるということになっております。以上です。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） 現在34名のかたが滞納されてございますけれども、そのうち13名につきましては分納の処置をですねとっていただきまして、なるべく今の分納されているかたが、これ以上増えないかたちでできるだけ毎月家賃を上回る滞納額を支払ってもらうように努力しているわけでございます。

それと、連帯保証人につきましては連帯保証人のほうにも連絡していただきましてこちらのほうからしましてですね、できるだけ払っていただくということで連絡してございますけれども、理由として連帯保証人のかたに連絡いたしましても、以前勤めているかたが、勤めたけどそれは連帯保証したけど、今はやめているからということで連帯保証のなにか理由が、なにか連帯保証という意味をなにか間違えているかたもいらっしゃいますので、そういったことも今後とも連帯保証人にやっぱり連絡して、そして入居者のかたとどういったことで支払い方法ですか、分納して少しでも減らすということで努力していく以外はないということで考えてございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） この新得の保育所の未収入額もですね、やっぱり滞納分をかさんでいくから数値が悪くなり過ぎるといふのかな、前年平成9年度の集金しているのがね、だからここらは少し、もうちょっと滞納分はいくらですよと書いたらこんな質問しなかったかもしれない。検討してみしてほしいと思います。

それから公営住宅のほうですね、1,000万円これ滞納がございましてけれども、全員がこの新得町にこの人がたいらっしゃるんですかね。もう集金してて、どこへいったか分からないという人も中にはいるのではないかなと思うんですけれども、そこら辺はこの1,000万円の人に対しては住所全部、行政では確認しているんですか。

若しくはいなければですね、そこら辺もそろそろこの金額に対しては検討課題の一つにはなるのではないかなと思うんです。行方不明で集金もできないというものを、ここの数字に上げておいちゃうと、また毎年毎年1,000万円、1,100万円、1,200万円ていって数字があがっていっちゃう。すごい金額だから努力はしてもらおうと思うけれども、新得町にいる人はだいたいどのぐらいなのかそれ教えてください。

委員長（菊地康雄君） 児童保育課長、富田秋彦君。

児童保育課長（富田秋彦君） 今の吉川委員のご質問の中でのお話しですが、備考欄の記載の仕方についてのことかなというふうに思いますが、その関係についてはですねほかに絡む部分もございまして、全体的にまた内部的にですね打ち合せをしてみたいなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

この1,000万円の中には町外のかたもおりますし、それと連絡がつかないかたも何人かございます。そういったことで手元に詳しいそういった件数の資料はございませんが、できるだけ町外につきましても文書等で督促をしているわけでございますけれども、なかなか収納されないというのが実態でございます。

そういったことで現状のところは、町内に住んでいるかたについて重点的に収納対策を行っているわけでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） 今の関連にもなるんですけれども、保証人というのを必ずとりますよね、公営住宅入るときに。この保証人に対するですね、だいたいどのぐらい滞納

したら保証人に連絡をするのか、これ私かつてですねこの話を議会でしたことあるんですけれども、その辺ひとつちょっとお知らせいただきたい。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

何か月か滞納されますと、督促状を出しまして更にそれで納めてくれないかたにつきましては催告状を出すということで、催告状を出してまだ支払っていただけないかたにつきましては連帯保証人のほうにご連絡いたしますよということで、また更に文書等を出しましてですね、それでも支払っていただけないものについて連帯保証人のほうに連絡しているわけでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） ですから今この段階は分かったんですが、何か月ぐらい滞納すると保証人のところに行くんでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

1月滞納されますと督促状というのをを出しまして、3か月で催告ということで、それを過ぎまして金額的にいくらということではなくて何か月、月数でですね納めていただけないということで連帯保証人のほうに連絡いくということになっております。

委員長（菊地康雄君） 委員、高橋欽造君。

委員（高橋欽造君） それでね、ずっと知らないでいるんですね、そうするとだいたい今のお話しを聞きますというと、だいたい4、5か月ぐらいかなと、そうするとけっこうな金額になるわけですね、ですからやはり僕は少なくとも2、3か月せいぜいそのぐらいになったときにはですね、本人にもまた保証人にもですね、あなたの保証しているこのかたにこういうような督促状を出しておきましたというぐらいのですね、やはりしてあげるべきでないのかなと。

それと保証人だってたいへんだと思うんです。保証人というのはなかなかたいへんなんですねこれね、ですからあんまり負担のかからないうちに払える範囲でもって保証人というのは責任を負わさなければ、保証人までおかしくなったらたいへんですからね、これ全部町のマイナスになるわけですから、そういうことのないようにですね少しその辺を改められたらいいんじゃないかなと思うんですが、よろしく願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

高橋委員の今おっしゃられたことも含めましてですね、今後ともじゅうぶん研究させていただきますと思います。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」の声あり）

---

一般会計 歳入 第12款 国庫支出金・第13款 道支出金

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。30ページ下段から45ページ下段までの第12款、国庫支出金及び第13款、道支出金全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

---

一般会計 歳入 第14款 財産収入～第19款 町債

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。44ページ下段から61ページまでの第14款、財産収入、第15款、寄附金、第16款、繰入金、第17款、繰越金、第18款、諸収入、第19款、町債の歳入終わりまで一括ご発言ください。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 学校給食費の中で不納欠損額として32万6千490円載ってございます。私はさきほどの公営住宅のこういうふうな感じにしたらいかがなものかなと思ったんですけれども、こういうふうに乗せられると、1回だけはやっぱり質問しなければいけないかなって思っているんです。

このなんで不納って決めつけてこのように処理をされたのか。何人いてどのような状態でこういうふうに乗せられたのか、ご説明を願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 学校教育課長、加藤健治君。

学校教育課長（加藤健治君） お答えいたします。

不納欠損額の32万6千490円でございますが、民法の規定を適用させていただいております。民法の173条第1項第3号の中で債権の消滅時効2年と言うのがございます。これは教育費に係る部分についてどうたっているところでありますが、これの不納欠損処分をさせていただいたことでございます。

人数につきましては7名のかたでございます。件数といたしまして12件分でございます。一番古いのは平成4年の分からでございます、中身的にはここにいないかたで住所不明ってかたも含んでございます。以上でございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 173条2年間の時効だっていうことでございますけれども、そうしましたらその2年間の中で、このようなことがないようにやっぱり行政は努力しないといけない。公営住宅はこういうものがないからずるずるずる載っているけれども、2年間で時効ですよって言って、はい、簡単に処理しますって言って簡単に処理しますってこういってしまったら、集めるほうはいっしょうけんめい集められたのかもしれない。

でも学校給食費だけは2年で時効ですよっていったら、なにも努力しないで2年たったから時効になったからこういうふな金額に載せればいいんだ、私ども責任ないっていったら、ほかのものとこのものとの比較が私はできないと思う。

どのくらい努力してこういうふうになったのか、ご説明願いたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 学校教育課長。加藤健治君。

学校教育課長（加藤健治君） 相当古いものもございまして、前任者のほうからも引き継いだ話等も含めまして、さきほどの建設課のほうでもありましたように、ほとんど毎月の督促状の発布と催告状の発布、それから家庭の訪問等やったわけでございますが、給食費の場合につきましては卒業してしまうとどうしても意識が薄くなっていくというようなことで、だんだん納める意識がなくなっていくということで、こういった状況になったというふうに考えてございますが、ただ、毎月のように巡回をしながら、年度末には特に家庭訪問を中心に実施しているということでございます。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） なにか、委員長の顔を見たらもう1回手を挙げそうだなという



顔をしたものですから。

努力をされていると、今、答弁をして行政ですから努力はされているんだろうなど。それは認めるようにしていきたいなと思っています。

でも学校給食そのものが、ぎりぎりの会計で値上げをするのにも何年もかかって、いっしょうけんめい給食作る人は安く、おいしくっていって努力している陰で、こういうふうにお金を取れないものもその一方で学校給食の中にあるっていうのは非常に残念だと思ってているんです。

いっしょうけんめい、まじめに苦しいながらも納めているっていう人も数多くいるわけですから、そういう人がたのことを思っても、やっぱりこういうふうな収納ができなかったというのは、よりいっそう行政として努力をしていただきたい。

こういうものが、ほかのものを儉約したとしてもこういうもので儉約できなかつたら私は予算つけてもたいへんになるなと思っています。毎年出てくる金額でございますからよりいっそう努力してる、要望だけでするので答弁いりません。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって一般会計を終わります。

---

#### 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出全般

委員長（菊地康雄君） 次いで特別会計の審査に入ります。235ページをお開き願います。まず、国民健康保険事業特別会計235ページから262ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって国民健康保険事業特別会計を終わります。

---

#### 老人保健特別会計 歳入歳出全般

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。老人保健特別会計263ページから274ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって老人保健特別会計を終わります。

---

#### 営農用水道事業特別会計 歳入歳出全般

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。営農用水道事業特別会計275ページから286ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって営農用水道事業特別会計を終わります。

---

#### 簡易水道事業特別会計 歳入歳出全般

委員長（菊地康雄君） 次に進みます。簡易水道事業特別会計287ページから29

8 ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

委員長(菊地康雄君) これをもって簡易水道事業特別会計を終わります。

---

公共下水道事業特別会計 歳入歳出全般

委員長(菊地康雄君) 次に進みます。公共下水道事業特別会計 299 ページから 318 ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

委員長(菊地康雄君) これをもって公共下水道事業特別会計を終わります。

---

一般会計・特別会計 歳入歳出全般

委員長(菊地康雄君) 以上もちまして一般会計、特別会計とも審査を終わりますがここで全般を通じて、もし発言漏れがありましたらこの際お受けします。委員、石本洋君。

委員(石本 洋君) 今日はたいへんテンポが速いものですから、途中で質問をしようと思っても先にいっちゃうんですね、それでここでちょっと取り上げさせていただこうと思うんですが。

実はいつもの人口問題で町長さんに質問をし、そしてその中で関連をもって住宅問題を取り上げるといったようなことがあるわけなんです、実は新得の公営住宅たいへん広い一戸建の公営住宅を建てたりなんかして、住民の皆様にはたいへん好評があるわけなんですけれども、ただそういう住宅については町外から転入する人優先といったようなことですね、空いていても一般の町民は入れないというケースがあるわけなんです、入りたいんだけどもないと。

しからは、そういう大きな家に入りたい、住宅に入りたいとすると新得では希望がかなえないから、近隣の清水だとか鹿追に出ていくよということ、言ってみれば住宅、よそから新しく人を入れていますね、人口を増やしたいと思っても、反面そういう人たちでよそへ出ていくというの、これ一言で言うとざるで水をすくうということになるわけですね。

ですから、前々から言ってますように、町単独で住宅を建ててそしてできるだけ貸し出していくような道をする時期においてはやる必要があるのではないかということをおっしゃっているわけなんです、いまだに実現しないわけなんです。

そういうことで今この決算書を見ると、公営住宅もだいたい主として建て替えの公営住宅が主体になって、ここでもやはり 9,000 万円ちょっと建て替え住宅の公営住宅建設に使われているわけですね。

というようなことになってくると、住宅の数はそんなに増えないでいて、しかも町長さんの施策がいいものですから、どんどんどんどんよそから人が入って来るんだけど、絶対数が足りなくて、しかもニーズにそわなくなってきたことで、よそにどんどん、また従来いる人が出ているということになればですね、なんも意味をなさないということなんです。

ですから、私この間の分譲地で屈足の分譲地でたいへん好評があったということで、

評価はしているわけなんです、できればねそういう土地に、土地を買えない住宅を建てれないという人たちのためにまず建ててあげて、そして将来その住宅が自分のものになるような手立てをですね講じて、そしてその間希望があれば、自分でも建て増していけるというような余裕を残したのはね、公営住宅ではできないんですよ。

だから単独需要でないとそういう方法とれないものですから、ぜひそういうようなことをしてですね、この公営住宅の決算書にあるような建て替えをやっていくようなことでなくて、もし効果的な住宅対策というものがね、できるようにね考えていただきたいなと。でないと本当に、新得の有用な人がどんどんよそに出て行ってしまうという感じになろうかと思うのね。その点、将来どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

---

委員長（菊地康雄君） 答弁は休憩の後、行いたいと思います。

14時15分まで休憩いたします。

（宣告 13時58

分）委員長（菊地康雄君） 休憩を解き再開いたします。

引き続き石本委員に対する答弁を行います。

（宣告 14時15

分）

---

委員長（菊地康雄君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。

私も人口問題は最優先の課題と考えております。また、人口問題は住宅問題と表裏一体のものでもあります。

本町の公営住宅数は740戸台で十勝管内の中では、人口割で見ても高い位置にあります。しかし、古い公営住宅が多く建て替えが遅れている状況であり、現在再生マスタープランに基づいて建て替えを進めています。

最近の入居希望者は、グレードの高い住宅を要望しているので、これを一挙に解決することはなかなか難しい問題ですが、民間住宅やその他のもので調整を行っており、町外流出などの取りこぼしのないよう努力をしています。

しかし、公営住宅の入居には一定のルールがあり困窮度や家族数などによって入居者が決められます。グレードが高い住宅を要望するかたは、現在入居している住宅が古いとか狭いとかで住み替えの希望が多い状況にあります。本町の公営住宅の事情から、多少古いとか、少し狭いとかでの入居希望は緊急度が低いので少し待ってもらっているのが実情です。公営住宅だけで住宅問題は解決できないと考えています。

民間住宅等を含め需給関係を調整していると認識しているので、最近では町外に流出するケースはないと思っております。また、企画調整課が窓口となり、人口問題と併せてプロジェクトチームを組織して、全町的な住宅対策も検討をさせています。

具体的には、JRアパートや道職員住宅の空家についても検討していますが、施設が空いていても各々ルールがあるようで、なかなか難しいものがあるようです。民間活力による方策についても検討をしていきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 石本 洋君。

委員（石本 洋君） 町長の直接のご答弁ありがとうございます。

そこで新得では公営住宅が740戸あり、十勝管内でも管理戸数が上位とのことですが、ただ、その中には空家も相当数あるのではないかと思うわけですね。また、1軒で2戸住宅を使っている所も実際あるのではないかと思います。

最近の動向は、今住んでいる住宅よりグレードの高い住宅、それから家族の数が増えるにしたがって広い住宅へと、こういうニーズというものが生まれてきているわけですね。

それで町長は、町外に出ていった例というのは聞いていないということをおっしゃったようなんですが、現実的には屈足でそういうかたがいるそうです。新得でこういう広い住宅に入れないと、断られるのでよそに行ったという話が屈足であるそうです。

そういうことで、現実的に考えていきますとこのグレードの高いということと、住宅の困窮度、広さの問題ですね、表裏一体となっているかなというような感じがするわけですし、それと町長の持ち家の促進と、あるいは民間活力というかたちの中で現実には土地も取得できない、住宅も建てられないという人たちがそれなりにいると思うんですね。

ですからそういう面を町がある程度、例えば3LDKぐらいのものを建てたって、将来10年や15年たったら持ち家にすることができますよと、そしてその確約のもとにリニューアルしていくことについてはご自由ですよと、そして期限が来たら本人のものと。こういうようなことをやっていくと、こんなあたるかどうかは別として、町長の屈足分譲地と同じように第2段のヒットになるかもしれないんですね、よそのかたがどんどんどんどん入ってくるかもしれないから。

そういったようなことを少し研究をされてですね、住宅対策を進めていただきたいなというふうにも思います。JRだとか道の空家は確かにありますけれども、高いということもあるし、金でなくて背が高いということもありましたりなんかして、それなりに不便な面もありますので、それから狭いですよね、古い時代の住宅ですから今の人たちにあてはまるかどうかは別として、それもいちおう町の財産的な存在ですから、活用されるということはいいことだなと思います。

ただよそにですね、せっかくの町民がよそに逃げていかないように、ぜひお願いしたいなと、心からお願いをして質問を終わります。

委員長（菊地康雄君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほど申し上げましたとおり、これからもですね効果的な人口の誘導策というものを引き続き進めていかなければならないと。

特に明年になりますと、畜産試験場の再編によって滝川の方から相当数の職員のかたがこられると。これは基本的には道が公宅を用意しておりますので、おおむねその中で収まるのかなというふうに感じておりますが、あるいはまた、屈足の療護施設を考えましても、そこで働かれる従業員のかたがた、この受け皿の問題も課題としてあるのかなと、そのように思っております、それ以外の一般的な人の異動によるその受け皿というふうなことをもろもろ考えまして、これから先のそうした住宅の全体的な在り方というものを、さきほど申し上げました、庁舎内で発足させておりますプロジェクトチームの中で、より掘り下げてですね、そうした事態に対応できるような対策がどうあるべきかというふうなことを、検討させてみたいと考えております。

しかし、これは財源も限りがある話でありまして、ただいま石本議員がご提案された建て売りのようなかたちで、将来売り渡していくというふうな方法もあるかと思しますので、そういうふうな面も含めながらよく検討していきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員、千葉正博君。

委員（千葉正博君） 各課共通することなんですけれども、利用料のことについて伺いたしたいと思えます。

ここ数年の中にパークゴルフ場、あるいはスキー場、温水プールそしてつい最近の福祉センターのリフレッシュルーム、それぞれの中でシーズン券だとか利用料をとっているわけなんですけれども、やっぱり町民の体力づくりと健康を目的としたこういう施設でありますので、共通券というものが出されないものか。この点に特に感じることは温水プールについても、リフレッシュルームについても、一定のある程度そういう人がたの層というか、行く人の層というものがあ程度決まってくるのではなからうかなど。

パークゴルフにしてもそうですけれども、そういったかたちの中で年間とおした共通券というのが一番望ましいのではなからうかと、このように思うのですがいかがでしょうか。

委員長（菊地康雄君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたしたいと思えます。

確かに町民のかたがいろいろな施設を利用するのに当たって1枚の券で、あるいは1冊の券で利用できるということは、たいへん便利なことだろうと思えます。

しかしながら、町の会計はそれぞれの科目によって収入があるものですから、内容についてもう少し研究をさせていただきたいなど、実現ができればなんとかやっていきたいなところと思っております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、古川 盛君。

委員（古川 盛君） 分譲地についてちょっとお尋ねいたしますけれども、いちおう屈足分譲地については好評であるということでご承知でございますけれども、新得町の町の遊休地についていろいろこれから分譲するというふうなお話を聞くんですけれども、それはそれといたしまして、国の清算事業団で扱っている線路際の遊休地でございますけれども、それについていろいろと町民が買うというふうなことであったとしても、このなんて言うんですか区画割と言いますか、分譲の範囲の土地の割り方というものを全然しないで、ただ売るということでなっております。

そのためにも安く分譲すると、売るということでなっていないかと思えます。それで普通民間人であれば、とつてもとうてい買えない面積でありますし、それを町が、町が今分譲しようとする中で同じような考えのもとに分譲計画を立てていただきましてですね、そしてそれを町民に安く提供することができないのなかなということだと思っております。

それでなぜかと言いますと、事業団のほうからいろいろとお話しがありましてですね、いろいろこう値段のほうもかなり安く今の時期ですかなっているんでないかということで、町のほうにも話があったというふうに思えますけれども、そういうことでいろいろと今後の見通しをちょっとお聞かせいただきたいなというのを。

場所の件ですけれども、ガードの近辺です。保育所ですか幼稚園の並び前ですね、前とかそういうものですね。

委員長（菊地康雄君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたしたいと思います。

清算事業団の土地だったと思います。ちょうど私も最初かかわりがありまして、最終的には町と清算事業団の話が決裂したといってもいいかと思えます。そのときには、値段が非常に高かったと、町としては用途が決まっていないものの土地を、言われた値段で購入するということはできませんので、なんとか金額を下げしてほしい旨要請をしてきましたし、また向こうのほうからも町のほうに来ていただきました。最終的に人事異動があったりしまして、その担当者が代わられました。話は途中で切れてしまった状況で、町としてはその価格では購入できない旨の返事はしてあります。また、金額の目安についてもそのとき申し上げておきました。

結果的に先般こられまして、その話は聞いていなかったような話もされましたし、その程度の値段であれば売りたいかというお話がありました。しかしながら、町としては一定の方針を出しましたのでお断りをしたというのが実態でございます。

それと場所柄的に見ましても、たいへん整地をされてきれいな土地ではありますけれども、道路の問題がありますので、なかなか用途が難しいということで申し上げておりますので、その辺は事業団のほうでも、また検討されるのかなというふうに考えております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 3点ご質問をしたいと思えます。

1点は梅の木のことなんですが、新得町は来年度から梅の梅林については、観光として力を入れていく、私はこれについてはいいことだと思っております。

ただ、今年度を見ましても1本1千円契約をしまして、確かにならないところが何十本があったみたいでございます。農林課の職員の方がたが、それではかわいそうということで、町の梅の木から分けてあげた。

これはこういう努力をするのはいいことか悪いことかっていう考え方になりますと、今年は全体になって、ならない木の人に分けてやる、これは臨機応変でいいかもしれませんが、ならないときには、では果たしてどうしたらいいのだろうかという心配もございませぬ。

ですからどこの町村でもやっておりますように、1本1千円でならなかったときには勘弁してくださいって文書に書いてあるわけですから、そういうふうな1年1年違うようことはなくして、もうならなかったときにはその契約者に勘弁していただく。この考え方はしっかり持っていたかかないと、全体にならなかったときに去年もならなかったからもらったんだっていったら、町はどっかで梅を買ってやらないといけない場合もでてくるかもしれません。これはまあ極論ですけれども。

こういうふうなことも考えて、やっぱり買ってもらうときには1本1千円と、ならなかったときにはごめんなさいというスタイルを貫いていただきたいなと、私は思っております。

また、最近の庁舎内の電話でございます。電話の機能が非常に良くなりまして、各課の個別の電話番号も町だより等で連絡して一極集中っていいですか、交換手を通さずに各課に電話をする件数は増えている。これは交換手が出ないときに総務課の周りの人のところに電話が鳴っているのが分かって、だれかが電話をとって対応をするこれは非常にいいことだけれども、あの電話の案内文はさも町民の人がたはこれからはここにかきなさいってというような電話番号の案内を記したようになってございませぬ。

ですから、個人がかけようとしたらやっぱり4局の5 1 1 1番代表電話は常に貫いておかないと、町民の人が私の案件はどこにかけたらいいんだろうと電話帳を見るようになりますよね。業者の人なんかは直接土木なら土木、建築なら建築、農林なら農林にかけてくるには便利ですけども、やっぱり一般町民の人がたはあれはこう出すことによって迷う人もいます。逆に全体にお年寄りも多くいらっしゃいますんで、迷わないような出し方をしていただきたい。難しいかもしれませんが、私の目の前にいるかたがたは頭のいい人ばかりでございますから、研究をしていただきたい。このように思っております。

3番目は病院のことでございます。

これはちょっと口を滑らせてですね失礼なことを言ったら議事録を抹消していただきたいと思うぐらいのことで、非常に難しいことなんですけれども。過日、議員協議会で新得診療所療養型病床群のことで、議員協議会を持たれました。今の新得町の医療体制は月曜日から日曜日まで清水の日赤と前田病院が、入っていただいて毎日埋まった。これについては町民の人は非常に安心をしております。

だが新得診療所療養型病床群12床のベッドにする。これには病室を改良する金がかかります。この12床に減らしてそして、どのぐらいの改良費が必要なのか。また、この12人が長期、新得町の人ばかりしが12人入っているっていったらまた我慢もできますでしょうけれども、よその町村の人がたばかり12人でずっといますと、新得町が補助を出しているのがいかなものかな。

私は逆に、療養型病床群で12床のベッドに改良をするのがいいのか、今医療が10年前から変わったということで、今の19床のベッドを先生が維持管理するには、非常にお金がかかるんだってというお話を聞いてございます。19人のベッドで維持をしていくにはそれなりの看護婦さんと、それなりの家政婦さん、いろいろな人件費がかかります。それを町が補助をしていったら、年間いくらぐらいの試算がかかるのか、こちら辺を教えていただきたいなど。

私はここで新得診療所のことをしゃべらせていただきますけれども、今療養型病床群で新得診療所をお願いをする。私は新得診療所の先生は非常に町民に評判が悪い。これは、議場では堂々と言えます。町民の気持ちは新得診療所の先生に対して感情的に良く思っていない。果たして、この町民の人が思っていないこの先生に、こんな介護介護と、介護保険の掛け声とともに療養型病床群12床を預けていいものなのかなど。

昔テレビで赤ひげ先生って、金のない人にも診療をしてやると。子ども心に私はこういうのが病院の先生だなと思っております。今は算術か人術か分からない。

ここで、新得診療所に関しましては来年で任期が10年になります。私は答え出すがまだ早いのかなって思ってますけれども、町の考え方として今の先生に果たして任しいのかどうか、私は間違えているんでないかなってはっきり言わせていただきます。

そこら辺も取り止めのない質問でございますけれども、ご返答願いたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 1点目の梅の木の問題でございますけれども、平成9年度からオーナー制度をやりまして、そのときはほとんど全滅、霜の関係でですね。そして10年度が豊作でございますして、狩勝にはだいたい1,850本ほどありまして、そのうち900本ほどなりまして、そして10年度のときオーナーのかたが半分450人ほ

どございました。そして余ったやつはもう町民で還元したのが平成10年度の実績でございます。

吉川委員の話は平成、今年の話だと思えますけれども、今年は予想に反しまして10年度が豊作だったものですから、ほとんど800本900本、豊作でだいたい900本ほどなる予定でございましたけれども、そのうち800人ほどの申し込みがございました。ただしそのうちですね、霜で200人のかたが、ほとんど皆無ということではございませんけれども、普通7キログラムか8キログラム採れるところが1キログラム2キログラムということでございます。

そして霜の通り道というのは非常に微妙でございます隣が豊作10キロ20キロなんですよね、ところが道路一本、木一本でもゼロというゼロ2、3本ということで、そういうかたが何回も楽しみにしているものですから、これは忍びなかるうということで町の試験林だとか、オーナーの切れない木が、ちょっと何十本がありました。

そういうことで、お一人に霜にあたったかたに、お一人2キロお分けしたということで、採れなかったからということで平等に還元したわけではございません。もちろん全部霜にあたった場合には、ほとんどもう皆さん全部だめでございますし、そういう場合は納得してもらっております。

誠に何回も足を運んできてもらってきたときには、隣は豊作でなっていない木が誠に忍びないわけで、そういうことで対処いたしたしいでございませう。

委員長（菊地康雄君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） 2点目、役場の代表電話の関係についてお答え申し上げます。

8月の15日と9月の広報で役場の電話番号の一部が新しくなりました、変更になりましたということで、お知らせしたわけですが、町民が迷わないような広報の出し方というご指摘なんです、いちおうお知らせ広報ではいままでの代表電話番号4局の5111はそのままですが、各課に次のとおり直通電話ができましたのでご利用くださいということで、担当としましては、役場のどこの課にかけたらいいかと分かっている人はかけていただきたいなど、例えば業者のかたがたですね、できればそちらにかけていただけたら有り難いなということで広報を出したしいであります。今後も広報で周知する予定しておりますので、その辺再度検討いたしまして、見やすいというか、迷わないような広報にしていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 診療所の関係についてお答えします。

まず、事務的な部分からお話しをしますけれども、まず、1点目は療養型病床群に変更した場合の改造費ですけれども、今、建築のほうに細かな積算を依頼しておりますけれども、概略では、400万円程度かなと思っております。

2点目の19床のベッドを入院ベッドとして維持をした場合どの程度かということなんですけれども、いわゆるその診療報酬単価という部分で歳入のほうはおいといてですね、支出だけを考えた場合、例えばそれぞれの先生、若しくは看護婦を含めたスタッフの人件費を月額なんぼにするかによってかなり差が出てくるかなと思っておりますけれども、これはあくまで、これは単純な机の上のシュミレーションということでご理解をいただきたいのですけれども、いわゆる2階部分の光熱水費を含めて、人件費を含めた場合ですね、食事と薬はちょっと除いてお話し申し上げますけれども、あくまでも、必要



経費ということでいきますと、約6,000万円近いかなと思っています、6,000万円切れるかなと思っています。とりあえず試算ではそういう試算をしています。

それから、もう1点なんですけれども、これは一般論としての診療所に対する考え方を改めてお話をしたいと思います。6月の定例議会でも町長のほうからも答弁があったかなと思いますけども、やはり診療所の役割と病院の持っている役割というのは、やはり地域医療を視点にした場合、やはり割り切ったほうがいいのかないかなという感じは改めてしてます。そのうえでですね、診療所に求める町民の皆さんがたの入院施設というその辺の概念をどうするかというのが、我々としても、もっともっとPRしなければならないのかなと思うんですけれども、基本的に高度医療というものを望むのであれば、現実的に診療所は無理だと思います。そのうえで、町民の望む入院施設が老人を含めた長期的な施設というそういう視点になるのであれば、やはりいまの選択肢としては私は療養型病床群を選択するのが経営的にも一番というのが、担当課の考え方です。杉目先生の評判うんぬんというんですけれども、よくいわないかたも聞きました。杉目先生を信頼しているかたもいらっしゃいます。この辺は町民全般の中でトータルの論議ですから、それ以上なんとも言えないんですけれどもそういう前提で、先生に19床を預けるのがどうかという判断は、私としてはやはり12床を先生に託すのが町民にとって一番幸せなことかなというふうに考えております。答えを出す時期ですけれども、診療所のほうとはですね、9月が一つの区切りかなと事務的には進んでいますけれども、各議員、それから町民全般のいろんなかたのお話を聞いたうえで最終的な判断になろうかなと思っていますけれども、なるべく遅くならない時期に答えを出したいというふうに思っております。以上です。

委員長（菊地康雄君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 病院のことで再度質問させていただきます。課長としての答弁はその人物評価はこれが限度かなと。悪く言っている人もいれば、よく言っている人もいる。私はそういう人に会ったことないけれども、課長の答弁としてはこれが限度の答弁なのかなと思っています。私、再度、私も何回言われても、診療報酬が変わった、新得町内にベッドが町の金で建てて10年前はよかったんだけど、今はだめだ。おぼろげながら、理解はする、完全に理解しているわけじゃない。私は診療所でりっぱに入院患者をとって、診療所として開設して患者が非常に来ている病院、幾つも知っている。先生が変わった場合の話。今まで診療所としてはだめだったけれども、先生が変わって評判よくて、その先生のおかげでその診療所が本当に患者でいっぱいだ。こういう診療所もたくさん知っているわけです。だから、今回のその、僕は新得診療所に対しては、やっぱり、町がたくさんのお金を使って、いろいろと援助もし、話し合いもしてきたのが、一方的な考え方になって、先生主導の考え方は私は間違えている。新得町内にやっぱり入院ベッド数があったほうが、町民も安心する。今、入院患者が1日か2日入院してよその病院に行くのを、その報酬を別にしておおよその金が6,000万円かな。そしたら入院をしたり、救急車で運ばれたりなんかして病院に入っていけば何千万円、これから減っていくのは確かだ。すばらしい先生がくるこないというのは私は、非常に無責任で来た先生を人物評価するわけですから、無責任な言い方になるかもしれませんが、私はある程度、療養型病床群の認可を取ったとしても、診療所として、新得町にも緊急に入ったときに、1日、2日でも、1週間でも置いてもらえるんだと。そこから違う病院にまわるのは、私はけっこうだと思っている。それには私個人の考え方だ

けれども、今の先生では町民の気持ちを離れた先生だと言っているわけ。これ、再度課長と話をしますと、非常に答えずらいものもあると思うから、答弁はいらぬわ。ただ聞いていてもらうだけでけっこうだけれども、こういうものが10年間今までお金を取らない、向こうの先生の一方向的なもので、町の主導になれない、一方的にやられる先生は私はだめだと。課長は私は今の時代では介護の療養型病床群が最適だと思う。本来はそうなのかもしれない。が、果たして新得診療所で今の先生がいいのかといたら、しつこいけれども私はだめだと思う。ここら辺を考慮に入れて今回、来年度切り替えになりますんで、しっかりと町長、助役は頭にいれといていただいて、先生と来年度からの何年間からの折り返しに話をしたい、そのように思います。答弁はいいませんので、私の一方的なしゃべりでございます。

委員長（菊地康雄君） ほかに。町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 医療問題とは、町民の皆さんがたにとりまして極めて大きな問題であります。また、病院と、医師とですね、患者さんとは、まさに信頼関係にたたなければならぬ。それで私は医療というのが成立していくのではないかと、かねがね考えているところであります。

今、本町が置かれている状況下から、さきほど福祉課長のほうからご答弁申し上げましたように、療養型病床群というものを当面選択していくのが町民の利益につながるのではないかと、こういう考え方で答弁を申し上げたかと思っております。当面私どもも、そうした考え方でこの問題に真正面から取り組んでいきたいというふうに思っております。もし、そうした町民のかたがたとの信頼関係に欠けるものがあるとすると、そういうものをどういうふうに補完してですね、新たな出発ができるかというふうなことも含めて、重大な課題でありますので、私どもも、慎重に対応していきたいと考えております。

本件については、この会期中に議員協議会を開いて改めてご相談を申し上げる機会を持ちたいと考えておりますので、その際には、議員の皆さんがたにもそれぞれのお立場からご論議をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長（菊地康雄君） ほかに。委員、渡邊雅文君。

委員（渡邊雅文君） 関連で町長に一つだけご質問をします。

今、吉川委員が、私に言わせると、個人的な評判うんぬんを議場で言うのはいかななものかなと私は思うんですがこの場で吉川委員と議論する必要はありませんので、私からあえて、町長にひとつだけご質問させていただきます。今、吉川委員の関連で質問させていただきます、今、一連のお話しございました。新しい意味での今ある施設の2階の部分の活路を今、行政側見出し出そうとして、過日も、議員協議会を開いてご説明をいただきました。杉目医院長うんぬんのお話しも今ございました。仮にで申し訳ないですが、仮にそういった流れの中で、今、施設を10年という計画の中で運営をしている医師、杉目医院長になるわけですが、施設を離れるということになった場合、以前、これ、行政は継続ですから、今の助役ではありませんけれども、前任の助役の言葉が私の中には、今も、記憶に残っているんですが、医者ひとりぐらひは一日で見つけれぬ。という話がありました。そういったことも含めて考えると仮に、今現在の、診療所の医療体制が離れた場合、次の医師を見つける。1日で見つけれとは言いませんが、早急に対応ができる方法はありますかという質問をあえてさせていただきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、話している話は現在進行形の話でありまして、渡邊委員の質問は仮定の話だと考えております。したがって、仮定の話に答弁を申し上げるのはいかがかとこのように考えております。

しかし、私も医療問題を考える場合には、いかなる事態が生じたとしても、それはやっぱり必要な対応策というのは講じていかなければならないということだけは間違いないと考えております。

委員長（菊地康雄君） 委員外、湯浅 亮君。

委員外（湯浅 亮君） たいへん、早朝から旧年度の決算審査の話し合いが取り交わされたわけでありましてけれども、監査意見書の中で若干理事者に伺ってみたいと思うんですが、結びではたいへんあの、監査のかたから財政を駆使し町財政の健全化、敬意を表したいということでおほめがあるわけですが、何点か指摘がございます。

その指摘の中で流用という言葉が、入っているわけですが、この流用という指摘の中で多少責任を持つ議会のひとりとしてどこまでが、流用の範囲なのかという指摘でありますし、中身を見せていただきますと大きくは700万円を超えてございます。件数も相当な件数になってございますし、総トータルいたしますと、2,800万いくら、3,000万円に近い金額になっているわけですが、この指摘に対してですね、監査指摘に対して、監査委員に対してどう答弁されているのか、まずお伺いをして見たいと思います。

委員長（菊地康雄君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えを申し上げたいと思います。

審査意見書の10ページに共通関係といたしまして、流用額の問題が指摘をされております。これにつきましては、基本的に上限の設定については、いかがなものかなという感じがいたします。しかしながら、流用という問題につきましては、可能な限り最小限に食い止めるべきであるということで、町長のほうから監査委員さんのほうに申し上げたところでございます。

確かに、平成10年度の流用の件数、あるいは9年度の流用の件数を比較いたしますと、件数でほぼ横ばいにはなっておりますが、金額の比較でいきますと、相当平成10年度は多額になっていることは事実でございます。いずれにしましても予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるというのが予算の目的でございます。

この流用というのは予算の執行方法のひとつでございますが、基本的には補正予算で対応するのが一番望ましいわけですが、どうしても時間的な問題もあったり、あるいは措置の方法を早急にしなければならんという場合については、原則流用を第一に考え、次には

予備費を充用をするというのが、地方自治法のねらいではないかと考えております。今回、監査委員さんのご意見もいただきましたので、最小限の方法で今後、流用については対応していきたいなと、こう考えていきたいと思っております。

委員長（菊地康雄君） 委員外、湯浅 亮君。

委員外（湯浅 亮君） 各委員のですね中身のご指摘がないわけですから、十分理解ができています委員さんがただと、思うわけでありましてけれども、そういったことがですね、予算の中で流用されていく、執行されていく姿勢そのものですね、私は管理職なり、また職員の皆さんがですね、予算編成に当たっての安易な予算編成にならないかと、そういう懸念を持つものでございます。十分そういった点がですね、今後、反省さ

れたうえで予算編成に向けた皆さんがたの考え方を表してほしいわけでありませけれども、予算審査について、やはり決算でこのような額が出るということについては、若干、不信を持つのが当然でないかと思う。そこら辺で、今、助役さんの答弁ですね今後、十分に考えたいということでありませけれども、今回そういった指摘については、謙虚に受け止めていただけたのかどうか、まだ不信があるわけですが、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

委員長（菊地康雄君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） 監査委員さんの指摘の中では限度額という設定でございますが、私どもといたしましては限度額の設定をすることが、結果として予算の執行をするときに、あいまいになり過ぎるのではないかと。惰性に流れてしまうということでございますので、限度額の設定については差し控えたいと考えております。予算の融通性を考えたときにやはり、不用額を生じることについては私ども、積極的に進めておりますし、予算の不足が万が一生じた場合については、いかに早く住民の要望に対応するかということが求められますので、法で認めておられます流用については、最大限とはいませんが、最小限の中に効率的に活用していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

委員長（菊地康雄君） 委員外、湯浅 亮君。

委員外（湯浅 亮君） かつては、不用額に対する議会の指摘というのは、相当、たいへん重かったと思います。最近はいろいろ財政の中身の問題でありますから、不用額に対しては私どもも、そう大きな指摘はしてないはずで。ですから、当然不用になることは好ましくないと思いますが、予算に当たってはきちんとですね、中身をひとつひとつ確かなものがあるような気がします。十分ご配慮願ひたいと思います。以上です。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって審査を終わります。

---

委員長（菊地康雄君） それでは本件につきまして採決に入りますが、採決に入る前に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって、討論を終結します。

それではこれから認定第1号、平成10年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件については、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（菊地康雄君） 挙手全員であります。よって本件についてはこれを認定いたすことに決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

---

委員長（菊地康雄君） それでは15時20分まで休憩といたします。

( 宣告 15 時 05 分 )

委員長 ( 菊地康雄君 ) 休憩を解き再開いたします。

( 宣告 15 時 20 分 )

---

### 水道事業会計

委員長 ( 菊地康雄君 ) ただいまから水道事業会計決算特別委員会の会議を開きます。それでは本委員会に付託されました認定第 2 号、平成 10 年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします、本件の内容審査に入る前に本決算書の提出者から決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を受けてから、内容の審査に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

委員長 ( 菊地康雄君 ) それでは決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を求めます。水道課長、常松敏昭君。

[ 水道課長 常松敏昭君 登壇 ]

水道課長 ( 常松敏昭君 ) 平成 10 年度水道事業決算についてご説明いたします。

1 ページ目にまいりまして、収益的収入及び支出の収入、第 1 款、水道事業収益、7,367 万 4 千 768 円。支出では第 1 款、水道事業費用、6,264 万 5 千 34 円となっております。

次のページにまいりまして、資本的収入及び支出でございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額、351 万 1 千 887 円は、当年度分損益勘定留保資金、351 万 1 千 887 円で補てんいたしております。

次に財務諸表の 3 ページにまいりまして、平成 10 年度損益計算書でございますが、収支の営業収益では 6,984 万 8 千 481 円、営業費用では 5,997 万 8 千 67 円、差し引き営業利益、987 万 7 千 614 円、収支の営業外収益では 262 万 9 千 581 円、営業外費用では 160 万 5 千 119 円、差し引き 102 万 4 千 462 円、当年度純利益では 1,090 万 2 千 76 円、これに前年度繰越利益剰余金、10 万 8 千 57 円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は 1,100 万 2 千 933 円となっております。

次に 4 ページにまいりまして、平成 10 年度の貸借対照表でございますが、資産の固定資産は有形固定資産、無形固定資産合わせまして固定資産合計、2 億 5,415 万 1 千 743 円、流動資産では現金及び預金、未収金、貯蔵品合わせまして流動資産合計では 9,533 万 9 千 351 円、資産合計では 3 億 4,949 万 1 千 94 円であります。

5 ページにまいりまして、負債の流動負債は未払金、預り金、合わせまして流動負債合計は 966 万 2 千 89 円、資本金は自己資本金、借入資本金、合わせまして資本金合計は 1 億 6,759 万 2 千 538 円でございます。剰余金では資本剰余金、利益剰余金、合わせまして剰余金合計では 1 億 7,223 万 8 千 267 円。負債資本合計では、3 億 4,949 万 1 千 94 円でございます。

次に 6 ページにまいりまして、平成 10 年度剰余金計算書でございます。減債積立金は、前年度末残高が 322 万円、当年度繰入額が 86 万 1 千円、年度末残高が 408 万 1 千円となっております。建設改良積立金は前年度末残高が 4,452 万 4 千 280 円、当年度繰入額が 1,635 万 1 千円、年度末残高 6,087 万 5 千 280 円、積立金合

計では6,495万6千280円。未処分利益剰余金は前年度未処分利益剰余金1,731万2千857円、前年度利益剰余金処分額は減債積立金86万1千円、建設改良積立金に1,635万1千円、繰越利益剰余金年度末残高は10万857円、当年度純利益は1,090万2千76円、当年度未処分利益剰余金は1,100万2千933円でございます。資本剰余金では受贈財産評価額、国庫補助金、一般会計補助金とも増減がございません。翌年度繰越資本剰余金は、9,627万9千54円でございます。平成10年度新得町水道事業剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金、1,100万2千933円から、利益剰余金処分額といたしまして、減債積立金に54万6千円、建設改良積立金に1,035万6千円、合わせまして1,090万2千円としております。翌年度へ繰り越す利益剰余金は10万933円となります。

次に財務諸表、付属資料の8ページにまいりまして、収益、費用明細書を記載しております。給水収益の料金収入では6,532万5千238円で、前年比、2.67パーセントの減となっております。

次に9ページ、10ページにつきましては、支払いの明細を記載いたしております。

次に12ページにまいりまして、積立金の建設改良積立金と減債積立金の処分額と年度末残高を記載いたしております。

次に13ページにまいりまして、固定資産明細では、機械及び装置で浄水器の取り替えでございます。

次に14ページの企業債明細では新規借入、繰入償還はございません。年度末残高は628万6千837円となっております。

次に15ページにまいりまして、事業報告でございます。収益的収支は収入7,596万5千111円に対し、支出6,264万5千134円で、当年度純利益で1,090万2千76円となり、前年度繰越利益剰余金10万857円合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1,100万2千933円となりました。

生活様式の多様化による水需要が増えております。今後とも効率的な事業運営を基本といたしまして、経費の節減と業務の効率化を図り経営の健全化と安定した水の供給に努めてまいります。

次に17ページにまいりまして、議会の議決事項では2回にわたりまして予算の補正をいただいております。

次に18ページでは職員の給与の内訳を記載いたしております。

次に19ページでは事業の執行状況について記載いたしております。

次に20ページの業務量では年度末給水人口6,137名、前年度末給水戸数が2,594戸、年間総配水量は63万5千465立方メートル、年総有収水量が56万512立方メートル、有収率が88.21パーセント、供給単価116円55銭、給水原価が109円86銭となっております。

次に(2)では事業収入に関する事項を記載いたしております。

(3)では事業費に関する事項を記載いたしております。

次に22ページでは給水装置の状況について記載いたしております。

次に23ページでは給水原価109円86銭の内訳を記載いたしております。

次に別冊の資料にまいりまして、6ページでは十勝管内の上水道事業家庭用料金調べを記載いたしております。新得町は10立方メートルで1千100円、十勝管内の1番安い料金となっております。管内平均10立方メートル当たりで、1千827円となっ

ております。

次に7ページにまいりまして、道内上水道事業家庭用料金調べでは4番目となっております。全道平均の10立方メートル当たりの平均料金は1千871円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

[水道課長 常松敏昭君 降壇]

委員長(菊地康雄君) 以上で説明が終わりました。

委員長からお願いをいたします。質疑答弁の発言は簡明簡潔に行うようお願いいたします。それではこれから質疑に入りますが、ございませんか。委員、高橋欽造君。

委員(高橋欽造君) 安定供給をしてりっぱに水道事業をされている結果を聞きまして、たいへん有り難いことだと思っております。私、7年か8年ぐらいになるでしょうか。水源地、たいへん老朽化している、早くこれを改修しなければいけないのではないだろうかご提言を申し上げたところでありましてけれども、今、どのようなそういう点で計画をされているのかお尋ねをいたしたいと思うんですが。

委員長(菊地康雄君) 水道課長、常松敏昭君。

水道課長(常松敏昭君) お答えいたします。

水源地につきましては、従前と位置は変わってはございませんけれども、取入口を改良いたしまして、給水している状況でございます。したがって、給水は今、以前ですと、旧式な形で水量を取っていたんですけれども、新しい方式で水は取っております。ただ、水源地そのものは、前と同じところで取っております。

委員長(菊地康雄君) 委員、高橋欽造君。

委員(高橋欽造君) かなり老朽化しておりますよね、水源地ですか、出水口じゃなく、浄水場の、ああそうか、私はどうも言葉が下手で申し訳ございません。そのいわゆる改修の計画はされていないのですか。私の記憶では、近いうちやりますというように確か7、8年前と聞いた記憶があるんですが、いまだにそのほうには進んでないようでございますけれども、どうなんでしょう、ちょっとお聞きしたい。

委員長(菊地康雄君) 水道課長、常松敏昭君。

水道課長(常松敏昭君) お答えいたします。

浄水場の施設はかなり古い施設でございますが他町村さんには見られないような施設状況でございます。その能力的にですね、現在配水している能力目いっぱいの能力を今、フルに使っていると、ちょっと事故に対応する場合、ちょっと心配があるのかなということで、今、その補完する対策を検討中でございます。

委員長(菊地康雄君) 委員、高橋欽造君。

委員(高橋欽造君) 私もですね、あそこへ何回が見に行ったのですね。まず、驚いたのには、テントウ虫というのでしょうか、あれがそれこそ、掃きだめるといいますかね、ものすごいんですね。それと、やはりキツネの関係がちょっと心配かなと思ったんですけれども、そういったことですね、やはり一番大事なことですから、早急に計画を立てて町民に本当に安心して飲める水を供給できるような対策をきちんとしといていただきたいなど、要望になるわけでございますけれども、ひとつお考えをいただきたいと思っております。

委員長(菊地康雄君) 委員、黒澤 誠君。

委員(黒澤 誠君) ただいまのこの料金で、十勝管内で新得町は非常に安く供給し

ているわけですがけれども、これは、この料金でいつごろまでいかれるのか、ひとつお答え願います。

委員長（菊地康雄君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） お答えいたします。

安い料金で維持していくことは、たいへんいいことなんでございますけれども、うちの施設は機械装置と申しますか、ろ過装置につきましても、すべて自然流化でやってございますんで、そんな機械的な維持費はかかってないわけですがけれども、施設がかなり古くなってきてございますんで、いろいろなものに対応するための施設に改修なり改良を、今後、計画していかなければなりませんので、その計画が決まった時点でなんらかの改定はされなければならぬんじゃないかという気はしております。

委員長（菊地康雄君） 委員、黒澤 誠君。

委員（黒澤 誠君） だいたい何年くらいか。

委員長（菊地康雄君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） ここ、1、2年のうちに計画はまとめていきたいと考えております。

委員長（菊地康雄君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（菊地康雄君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは本件について採決に入りますが、採決に入る前に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菊地康雄君） これをもって討論を終結します。

委員長（菊地康雄君） それではこれから認定第2号、平成10年度新得町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件については、これを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（菊地康雄君） 挙手全員であります。

よって本件については、これを認定することに決しました。

---

## 閉会の宣告

委員長（菊地康雄君） 以上をもって本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

よって本委員会を閉会いたします。

（宣告 15時37分）

---